

松 阪 市  
公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画 ( 案 )

平成 28 年 5 月

令和 4 年 3 月 改訂

令和 8 年 3 月 改訂

松 阪 市

## 松阪市公共施設等総合管理計画について

(計画策定の背景)

- 松阪市は、昭和40年代から50年代にかけての人口急増や増大する行政需要に対応するため、学校施設をはじめとした各種公共施設や道路・橋りょう等のインフラ施設（以下、公共施設とインフラ施設を合わせて「公共施設等」という。）を整備し、市民の付託に応え、市民の生活基盤や産業基盤、あるいは市民の様々な活動拠点として大きな役割を果たしてきました。
- しかし、これら公共施設等は整備から50数年を経過して老朽化が進むとともに、耐震化、バリアフリー化、省エネ化などへの対応が求められています。また、人口減少や少子高齢化に伴う人口構造の変化により、公共施設に求められる機能も変化しており、時代の要請に応じた的確な対応が必要となっています。
- 今後、社会保障関係経費の増加が見込まれるなかで、公共施設等への投資をこれまでと同水準で継続していくことは困難と予想されます。
- 松阪市は平成17年1月に1市4町が合併しましたが、旧自治体時代に、それぞれの自治体が同種の施設を整備してきたことから、重複して施設が配置され、その結果、十分に活用しきれていない状況があります。
- こうしたことから、平成27年5月に策定しました「松阪市公共施設白書」において施設（ハコモノ）のみではありますが、現状と課題を提起しました。
- 人口動態や財政状況など将来の状況を見据えつつ、公共施設等の現状と課題を整理し、市民ニーズを把握した上で公共サービスのあり方を検討するなど、総合的な視点に立ち、公共施設等を将来にわたって最適に管理していくため、「松阪市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定し、計画的に公共施設の最適化への取組を進めます。

高度経済成長期に多くの公共施設等が建てられ、50～60年が経過

### 施設機能の充実

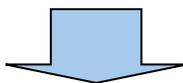
- ・老朽化対策
- ・耐震化
- ・バリアフリー化
- ・環境負荷の低減等

### 社会環境、行政需要の変化

- ・人口減少
- ・人口構造の変化（少子高齢化）
- ・ライフスタイル、ニーズの多様化
- ・財政状況の逼迫等

### 市町村合併

- ・旧自治体時代の公共施設の重複配置



効果的・効率的な公共施設等の最適化

- 本計画は、松阪市が保有する公共施設等の全体像を示すとともに、公共施設で実施しているサービスや稼働状況等を分析し、課題整理を行い、施設種別ごとの今後の方向性を示します。

また、公共施設等の見直しは場合によっては「総論賛成各論反対」になりかねません。市民との合意形成を図りながら公共施設等マネジメントを進めていくには、公共施設等に関する情報を市民と共有し、行政の説明責任を果たす必要があります。本計画書は、今後市民とともに公共施設等の将来のあり方を考える際の資料として活用します。

#### (計画の期間)

- 計画期間は、平成 28 年度を初年度とし、令和 37 年度（2055 年度）までの 40 年間で計画期間とします。なお、本計画は、松阪市総合計画及び松阪市行財政改革推進方針 2021 等各種計画との整合や国の通知により必要に応じ見直しをしていきます。また、令和 7 年度までを第一期の計画期間として策定した個別施設計画については、令和 17 年度までを第二期の計画期間として、毎年総合計画に基づく実施計画を策定する段階で進捗状況を確認し、見直しを図っていきます。

#### (計画対象施設等)

- 計画の対象施設は、「公共施設等」とします。
- 学校や公民館、図書館などの「公共用財産」をはじめ、道路・橋りょう、上下水道の「インフラ施設」も対象とします。

#### (令和 4 年 3 月の改訂について)

- 総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が平成 30 年 2 月に改訂され、令和 3 年 1 月に総務省からの現計画の見直し要請を受け、第 5 章及び第 6 章を改訂しました。

#### (令和 8 年 3 月の改訂について)

- 令和 7 年度で第一期の計画期間の 10 年が経過することから、新築や改廃などの異動があった施設の整理や各種最新の数値を反映し、関連計画の内容を踏まえて、令和 8 年度から令和 17 年度までの第二期計画として改訂しました。

## 目 次

第1章	松阪市の現状と将来像	1
1.	松阪市の概況	1
2.	人口の現状と見通し	2
3.	財政状況	3
第2章	公共施設（公共建築物）の現状	7
1.	公共・公用施設の保有状況	7
2.	他自治体との比較	8
3.	老朽化・耐震化の状況	9
4.	管理運営費の状況	10
5.	更新費用の推計	12
第3章	インフラ施設の現状	15
1.	道路・橋りょう・トンネル	15
2.	水道施設	15
3.	下水道施設	16
4.	公園	17
5.	農道	18
6.	林道	18
7.	河川	18
8.	ため池	18
9.	水門・樋門	19
10.	水路	19
11.	港湾施設	19
第4章	公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方	20
	公共施設等マネジメントの基本的な考え方	20
第5章	公共施設（公共建築物）の施設類型ごとの今後の方向性	24
1.	生涯学習施設	24
2.	児童福祉施設	25
3.	学校教育施設	27
4.	文化施設	29
5.	市営住宅	30
6.	福祉・医療施設	30
7.	環境・墓苑施設	34
8.	商工・観光施設	35
9.	農林漁業施設	37

10.	庁舎等公用施設	38
11.	その他施設	39
第6章	今後の全庁的な取組方針	41
1.	個別施設計画の策定	41
2.	情報の共有化	41
3.	公共施設等の管理に関する基本的な方針	41
4.	財産処分と活用方針の確立	43
5.	財源の確保対策	43
6.	推進体制の整備	43
7.	カーボンニュートラルの実現	43
8.	P D C Aサイクルの推進	44
9.	財務書類等の活用	44



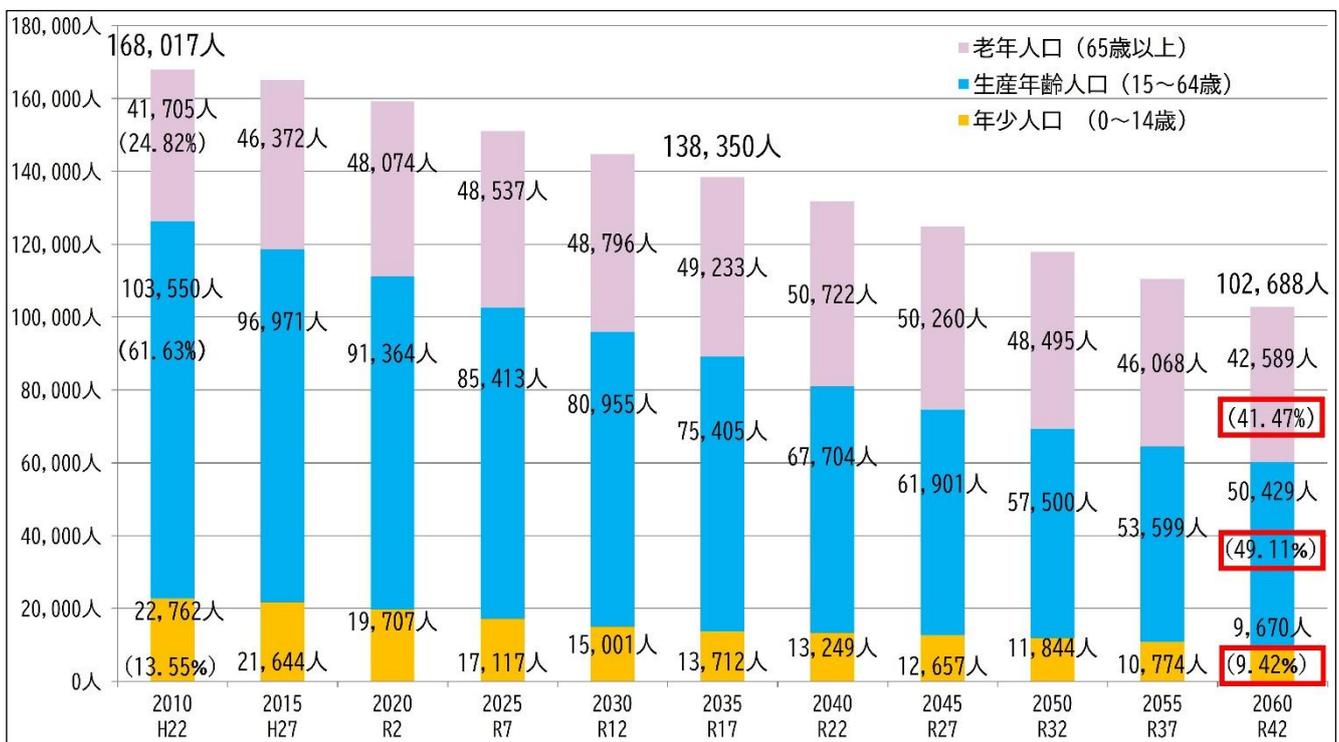
# 第1章 松阪市の現状と将来像

## 1. 松阪市の概況

平成17年1月に、松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町の1市4町が合併して新たな松阪市が誕生し、人口約17万人、総面積623.64km<sup>2</sup>と南三重の中心都市としての役割を担っています。

本市（旧4町含む）の人口は、1920年代に12万人規模であったものが戦後の急増期を経て1950年～70年代には14万人規模に拡大し、住民基本台帳人口は2008（平成20）年に171,388人のピークを迎え、その後減少に転じ、2025（令和7）年4月1日時点は155,333人となっています。国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口では年々さらに減少し、35年後の2060年には約10.3万人になると推計されています。

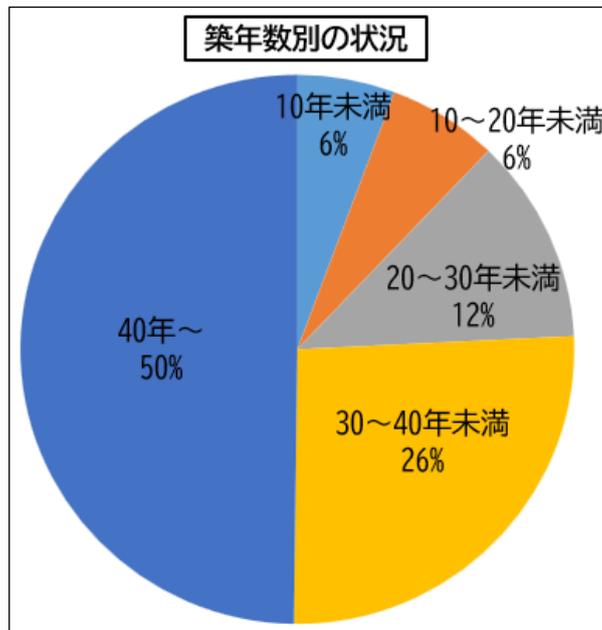
### 【年齢3区分別人口の推移】



国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した試算

本市は、人口の急増と市民のニーズの変化に伴う行政需要の増大と多様化に応じて、様々な施策を展開するために多くの公共施設等の整備を行ってきました。その結果、市が保有する公共建築物は約583施設・延床面積約61.5万m<sup>2</sup>に及び、公共施設全体の76%が建築後30年を経過し、老朽化が進行しています。また、令和6年度末で新耐震基準適合施設は59.1%で、現在、耐震化未実施施設は3.5%（21,625m<sup>2</sup>）となっています。

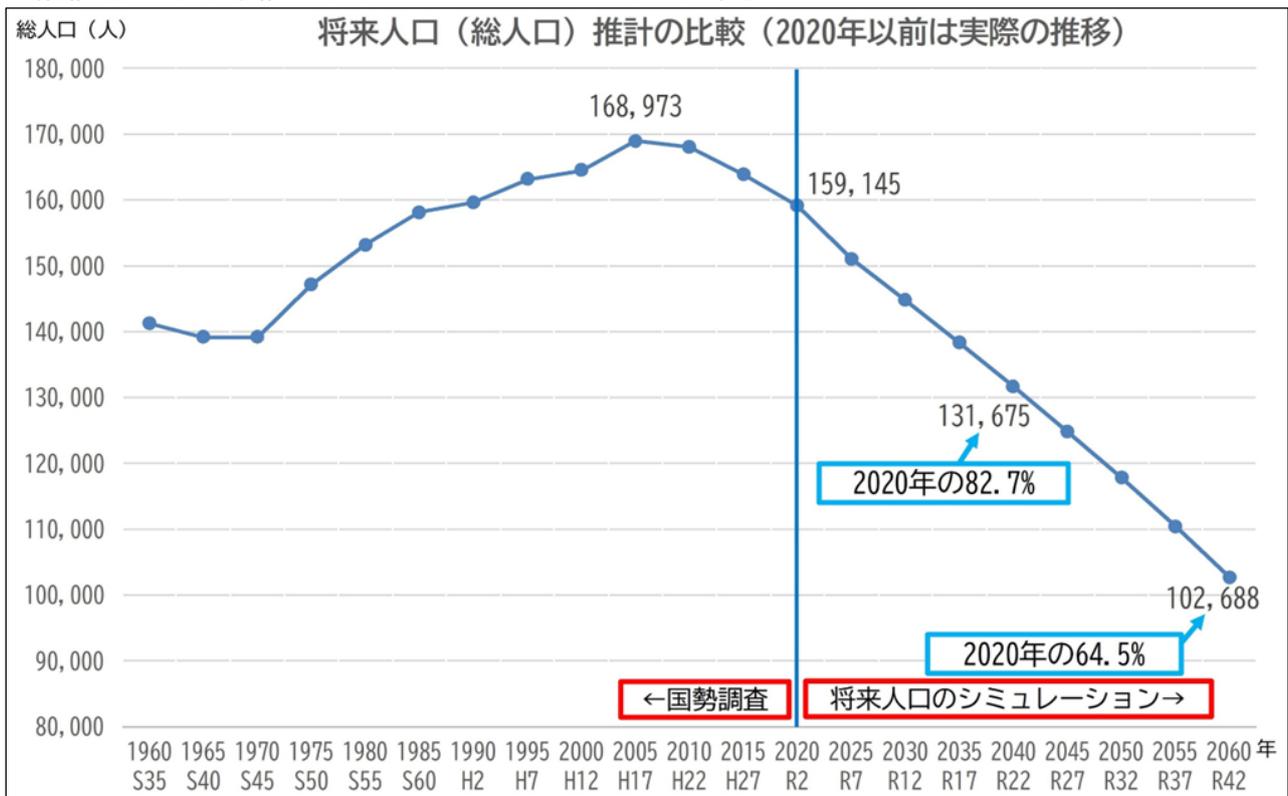
このほか、少子高齢化により空き教室が増加している学校教育施設の適正配置など、早急に対応しなければならない課題が山積しています。



## 2. 人口の現状と見通し

令和 2 年の国勢調査の結果では、65 歳以上の高齢者の割合は 30.2%と三重県の平均 (29.9%) を少し上回っており、令和 5 年の松阪市の合計特殊出生率 (※1) は 1.22 (三重県の合計特殊出生率 1.29) となっています。(令和 6 年度松阪市保健統計報告書)

また、国立社会保障・人口問題研究所 (※2) に準拠した試算 (※3) から、総人口の推移をみると下記のグラフのようになっています。



※1：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当する。

※2：「国立社会保障・人口問題研究所」は、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関。

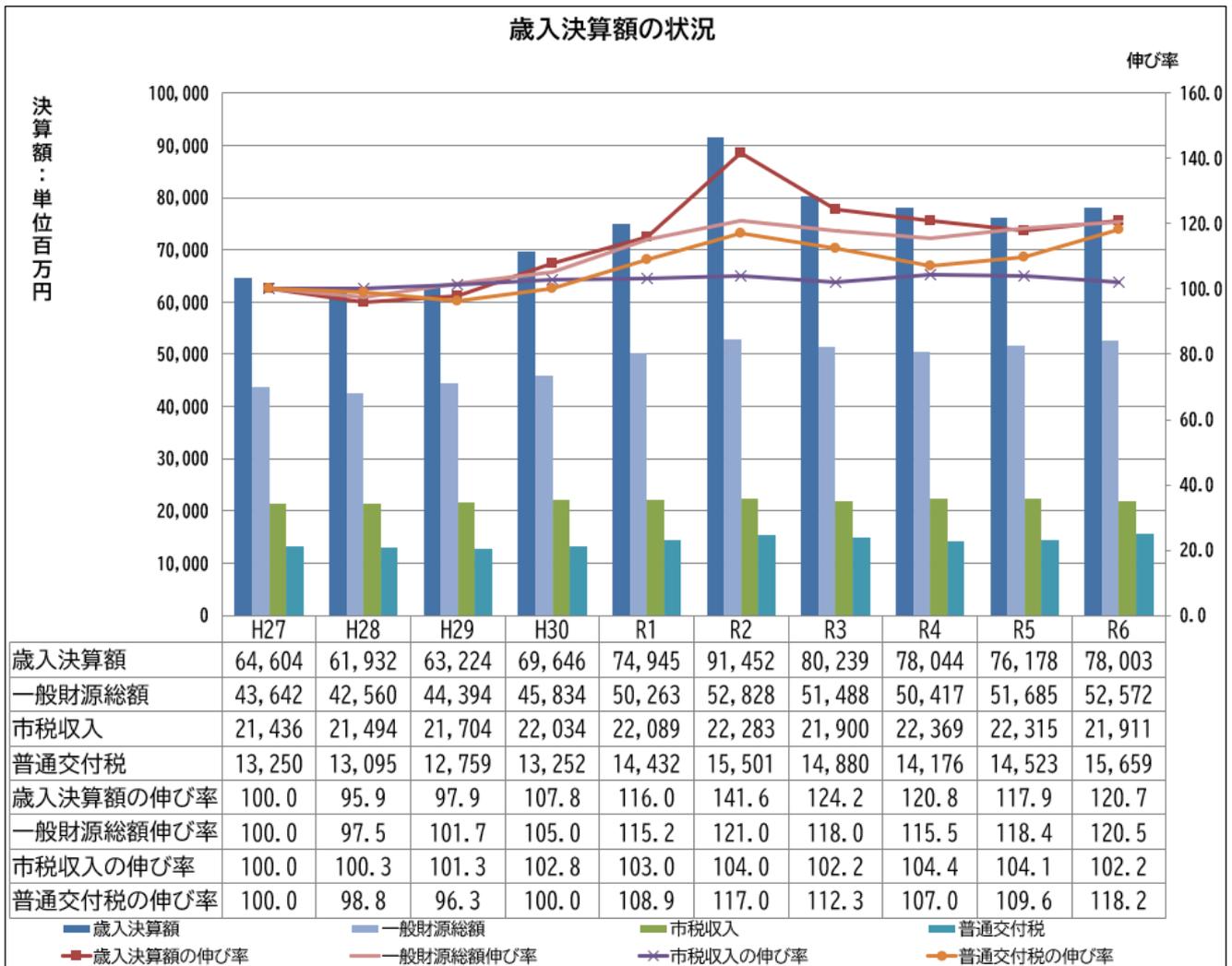
※3：2040 (R22) 年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、2060 (R42) 年まで推計した場合を示しています。

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した試算によると、2040（R22）年の総人口は131,675人（2020（R2）年の82.7%）となります。
- ・2060（R42）年の総人口は102,688人となり、これは、2020（R2）年の総人口159,145人の約2/3（64.5%）となり、大幅な人口減少が推計されます。

### 3. 財政状況

#### (1) 歳入（普通会計）の状況

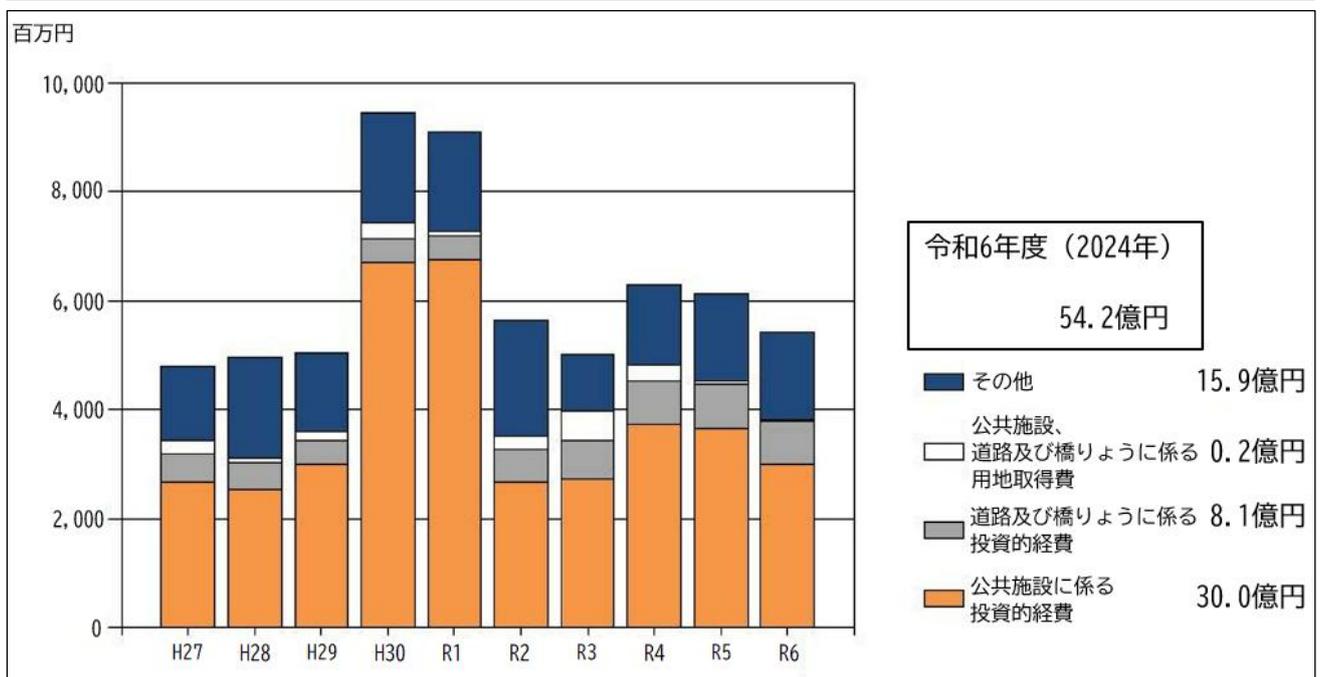
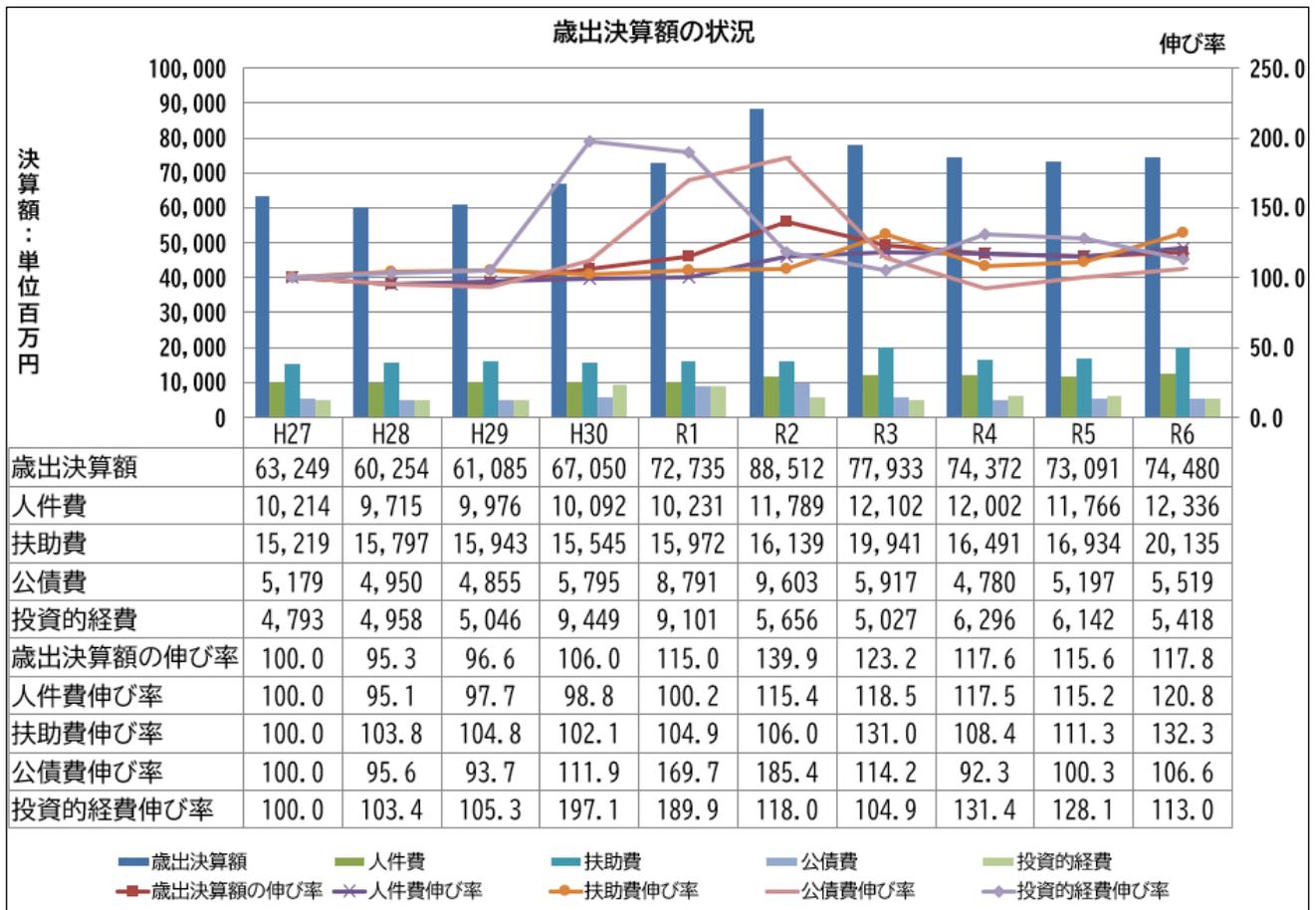
本市の令和6年度の歳入決算額は780億円で、このうち市税が219億円で全体の28.1%を占め、最近5か年ではほぼ横ばいの状況です。一般財源総額についても526億円で最近5か年ではほぼ横ばいの状況です。



#### (2) 歳出（普通会計）の状況

令和6年度の歳出決算額は745億円で、人件費が123億円（16.6%）、扶助費201億円（27.0%）、公債費55億円（7.4%）、義務的経費の合計379億円（51.0%）となっています。公共施設等の整備の財源となる投資的経費は54億円（7.3%）となっています。（内13億円は、松阪市民文化会館施設整備事業費）

なお、令和2年度から6年度までの5か年に公共施設等の維持・更新に要した投資的経費は年平均57.1億円となっています。



※令和6年度の主な投資的経費について  
 改修整備分：松阪市民文化会館施設整備事業費 13億円  
 用地取得分：新最終処分場施設整備事業費 0.1億円

### (3) 将来の財政の見通し

歳入については、人口減少と生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待できないことから、新たに創設・拡充された起債の検討、施設マネジメントに伴う未利用地の売却・活用等で財源を確保する必要があります。

歳出については、人件費や扶助費等の義務的経費が増加傾向にあることに加え、高齢化に伴う医療費や介護保険事業費などを含めた福祉関係経費の伸びは今後とも大幅な増加が予想されることから、投資的経費に充当する財源の確保がさらに厳しくなることが見込まれます。

#### 松阪市中期財政見通し（普通会計）

（単位：百万円）

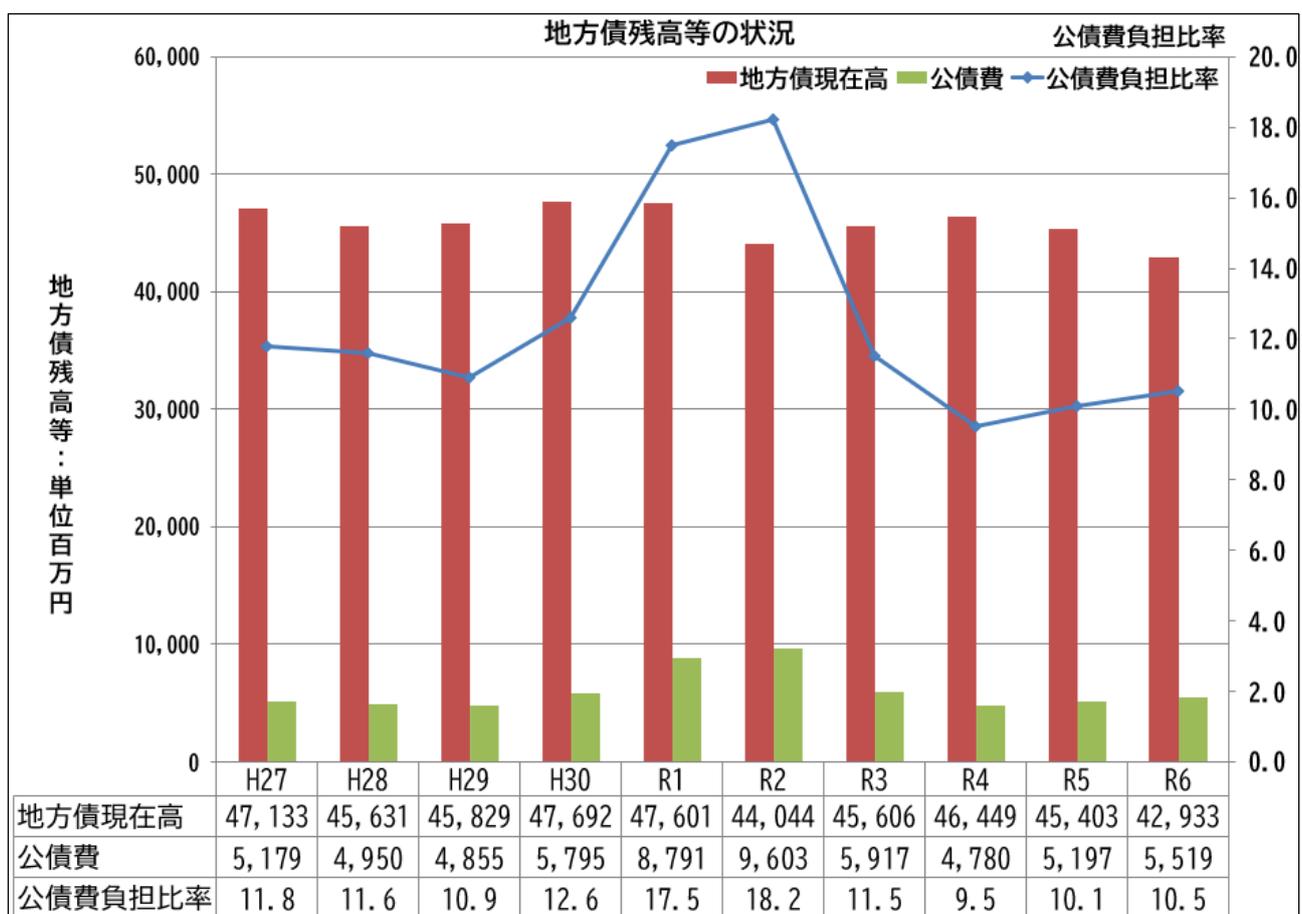
区 分		7年度 (予算)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳 入	一 般 財 源	50,534	48,648	47,724	47,739	47,594	47,795
	市 税	22,844	23,048	23,021	23,254	23,507	23,477
	地方交付税	15,612	16,023	16,013	15,791	15,557	15,552
	地方交付税基金償還加算分	665	449	166	0	0	0
	臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0
	財政調整基金繰入金（通常分）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	財政調整基金繰入金基金償還対応分等	3,110	714	71	200	0	200
	そ の 他	6,303	6,414	6,453	6,494	6,530	6,566
	国・県支出金	19,662	19,784	19,575	19,664	19,753	19,840
	市債（建設債）	2,991	2,983	1,783	1,630	2,394	1,732
その他の特定財源等	4,721	4,664	4,664	4,664	4,664	4,664	
合 計	77,908	76,079	73,746	73,697	74,405	74,031	
歳 出	義 務 的 経 費	40,003	41,286	40,478	40,845	40,187	40,714
	人 件 費	12,962	13,921	13,626	14,200	13,714	14,293
	扶 助 費	20,952	21,101	21,251	21,402	21,556	21,710
	公 債 費	5,139	5,551	5,364	5,243	4,917	4,711
	公債費（基金対応分）	950	713	237	0	0	0
	投 資 的 経 費	5,453	4,357	2,994	2,672	4,077	3,049
	そ の 他 経 費	32,452	30,436	30,274	30,180	30,141	30,268
合 計	77,908	76,079	73,746	73,697	74,405	74,031	

#### (4) 公債費・公債費負担比率の状況

本市の令和6年度末の地方債現在高は、普通会計で429億円、これに下水道等の公営企業会計を含めた地方債残高の合計は940億円を超えています。

普通会計の公債費の支出額は55億円で、地方債の元利償還金に要する一般財源は55億円となり、公債費負担比率は10.5%とほぼ横ばいです。なお、平成29年度から令和元年度までを集中投資期間とし地方債の借入を行い、翌年度の平成30年度から令和4年度にかけて短期償還を行ったため一時的に公債費負担比率が増加しています。

地方債は、公共施設等を整備する際に、世代間の負担の公平の観点から適正な水準の範囲で活用することは望ましいものの、過度な依存は、将来の市民に大きな負債を継承することになります。



## 第2章 公共施設（公共建築物）の現状

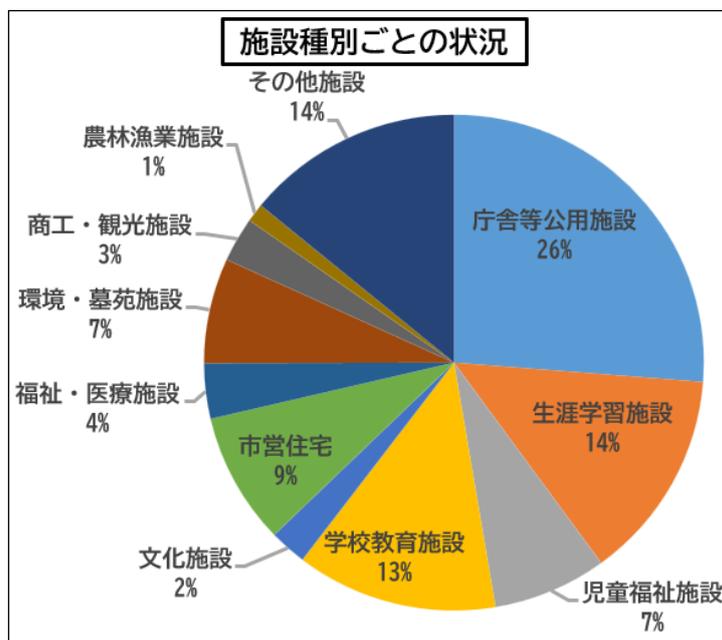
### 1. 公共・公用施設の保有状況

令和7年4月1日時点の一般会計、特別会計（上水道事業、下水道事業会計はインフラ施設として整理しますのでここでは除きます）で所管する公共・公用施設（公共建築物）の状況は以下のとおりです。

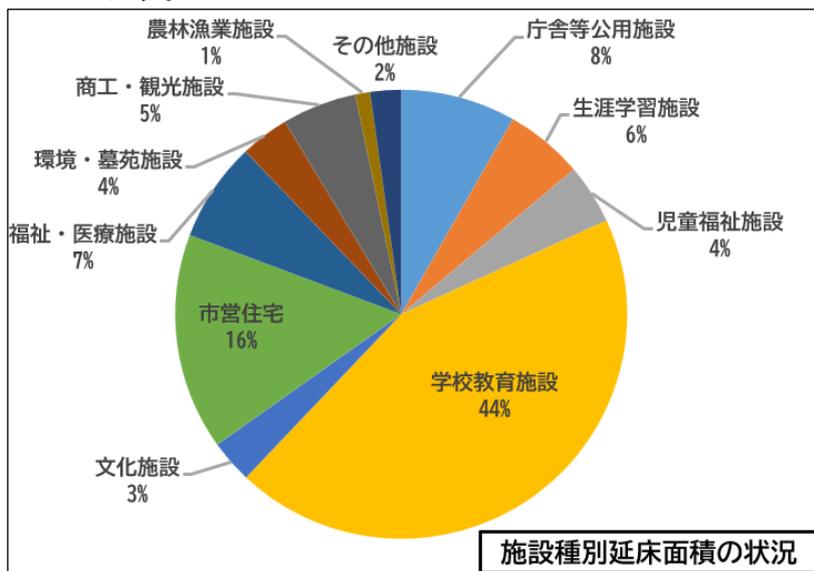
施設数：583施設 棟数：2,179棟 総延床面積：約61.5万㎡

大分類	施設数	棟数	延床面積（㎡）	主な施設
1. 生涯学習施設	80	166	34,501.83	公民館5、体育館等15、図書館2、集会所58
2. 児童福祉施設	43	126	26,492.08	保育園10、認定こども園8、放課後児童クラブ21（市の専用施設）、児童センター、その他
3. 学校教育施設	76	687	270,103.86	幼稚園12、小学校40、中学校11、給食センター4、子ども支援研究センター、その他
4. 文化施設	14	55	19,076.13	文化ホール3、歴史民俗資料館、その他
5. 市営住宅	50	391	96,060.07	
6. 福祉・医療施設	21	55	44,054.58	市民病院、福祉会館、福祉センター3、健康センター、保健センター4、その他
7. 環境・墓苑施設	40	89	21,505.42	最終処分場、火葬場6、墓地10、公衆トイレ12、その他
8. 商工・観光施設	17	100	32,808.81	観光情報センター、宿泊施設2、ワークセンター、産業振興センター2、競輪場2、その他
9. 農林漁業施設	7	52	6,525.14	バルファーム、森林公園、農産物加工所、林業総合センター、その他
10. 庁舎等公用施設	153	301	50,686.70	本庁舎、分館、振興局4、出張所、地区コミュニティセンター33（複合施設6施設除く）、消防防災施設104、その他
11. その他施設	82	157	13,562.13	公園、排水機場28、ポンプ場、その他
合計	583	2,179	615,376.75	

公共・公用施設の設置数を目的別に見ると、庁舎等公用施設が26%を占めて最も多く、生涯学習施設（14%）、学校教育施設（13%）などとなっています。



また、延床面積を設置目的別に見ると、最も多いのが学校教育施設で全体の44%を占めています。次いで多いのが市営住宅で16%、庁舎等公用施設8%、福祉・医療施設が7%などとなっています。



## 2. 他自治体との比較

本市の住民基本台帳人口で総延床面積を除いた市民1人当たりの延床面積は以下のとおりです。

松阪市民1人当たりの延床面積：3.67㎡

県内自治体（本市を含む）14市の市民1人当たり平均延床面積は3.70㎡と、本市は下回っています。なお、最大は9.86㎡、最小は2.57㎡で、約4倍の開きがあります。

また、合併を経験した自治体10市の市民1人当たりの平均延床面積は3.81㎡で、本市の1人当たり延床面積は若干下回っています。

自治体名	合併※	人口(人)	延床面積(㎡)	1人当たり床面積(㎡)
熊野市	※	15,965	157,385	9.86
鳥羽市		17,525	145,539	8.30
尾鷲市		16,252	90,504	5.57
伊賀市	※	88,766	488,960	5.51
志摩市	※	46,057	248,348	5.39
いなべ市	※	44,973	201,935	4.49
津市	※	274,537	1,072,455	3.91
亀山市	※	49,835	189,509	3.80
松阪市	※	159,145	583,360	3.67
伊勢市	※	122,765	405,700	3.30
桑名市	※	138,613	455,775	3.29
四日市市	※	305,424	944,055	3.09
鈴鹿市		195,670	562,657	2.88
名張市		76,387	195,978	2.57
合計		1,551,914	5,742,160	3.70

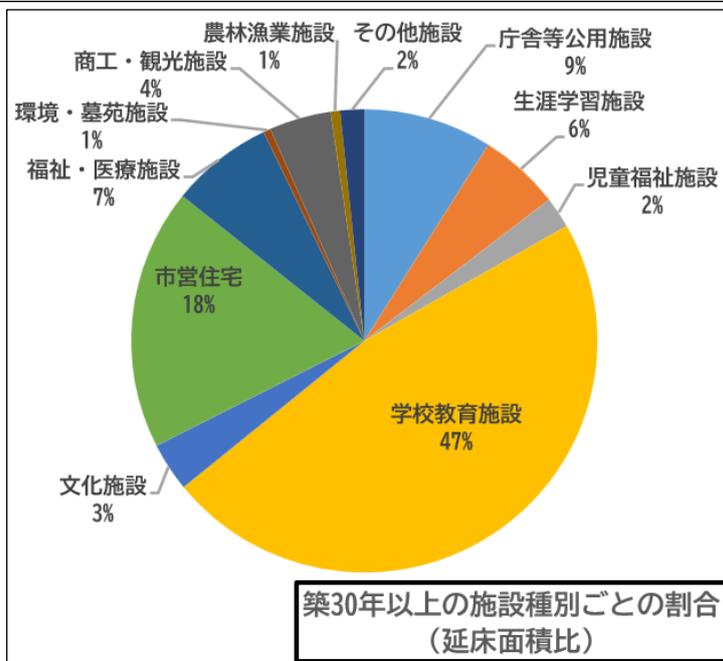
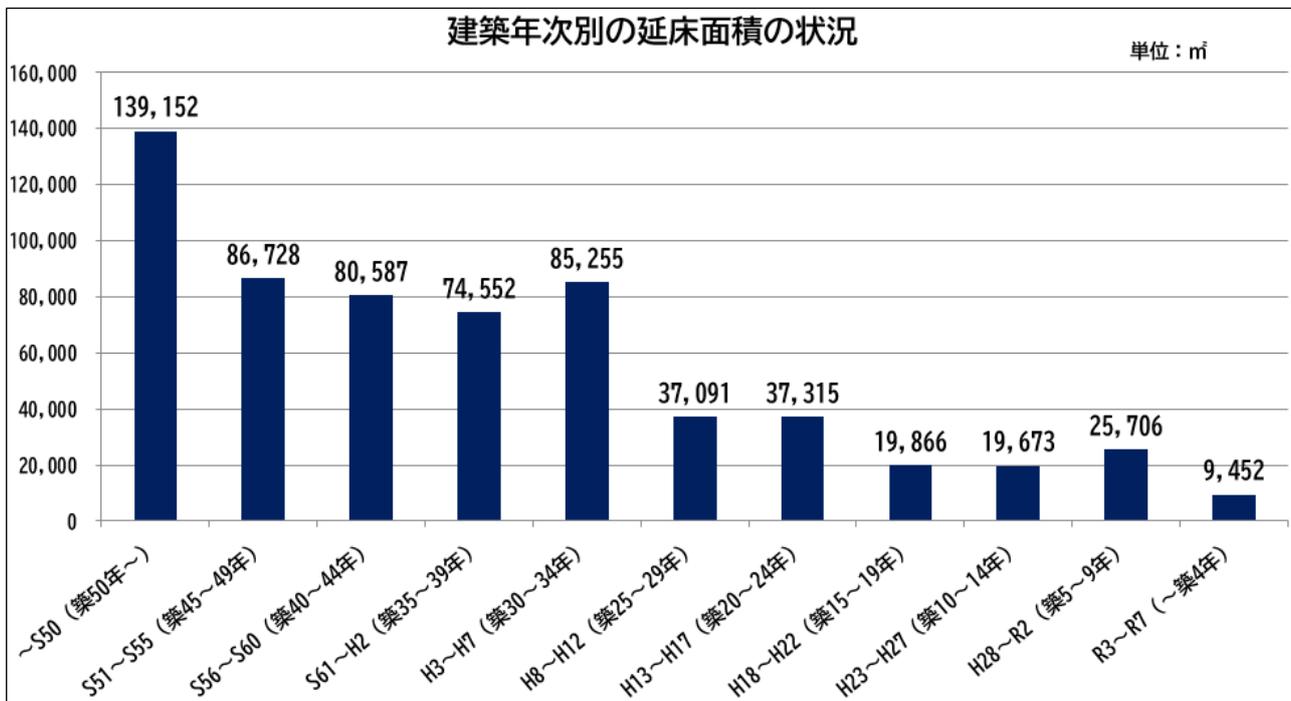
※令和5年度の公共施設状況調経年比較表（総務省）と令和2年の国勢調査人口による比較を行っています。

### 3. 老朽化・耐震化の状況

#### (1) 老朽化の状況

建築年次別延床面積の状況は以下のグラフのとおりで、築40年以上の公共建築物の延床面積は30.6万㎡、築30年以上では46.6万㎡なっています。

一般的に、公共建築物は30年経過した時点で大規模な改修が必要といわれています。建築後30年以上を経過した施設の延床面積は全体の約76%を占め、さらに10年後に築30年以上となる公共建築物の延床面積は約88%となる見込みです。



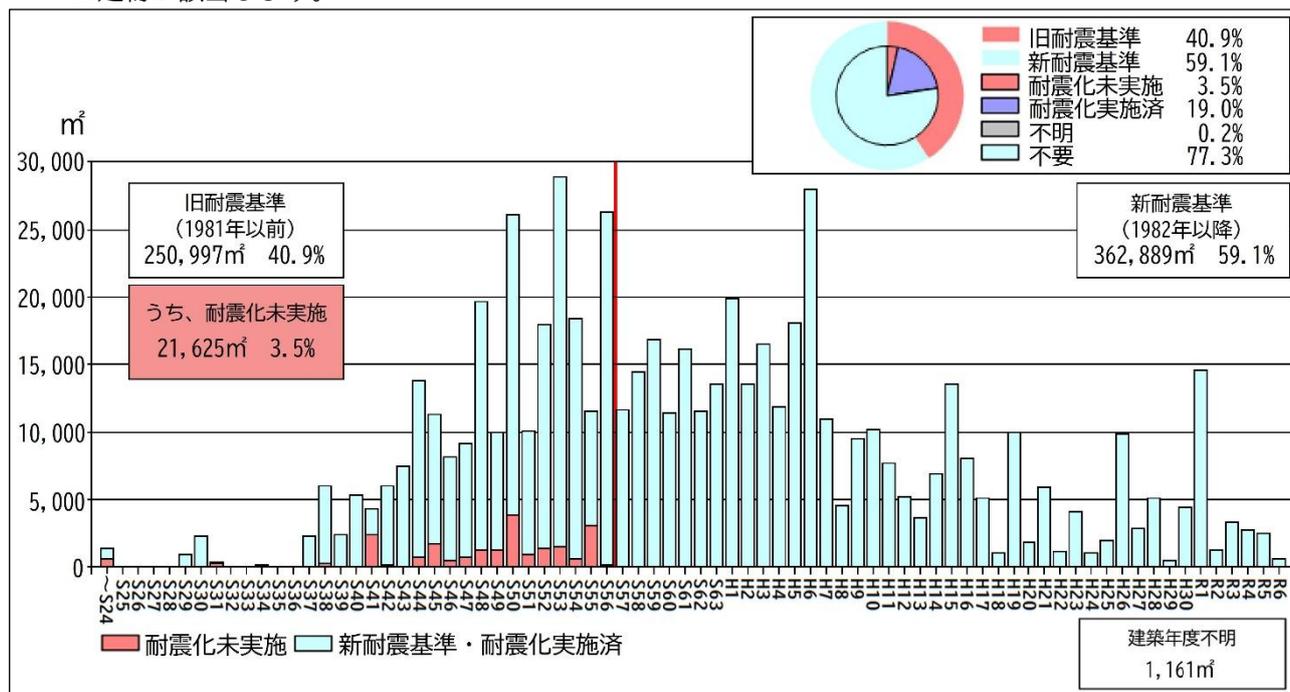
設置目的別に老朽化の状況を見ると、建築後30年以上を経過した施設の延床面積は学校教育施設が最も多く、次いで市営住宅、庁舎等公用施設、福祉・医療施設と続いています。今後の老朽化への対応は、これらの施設が相対的に多くなることが想定されます。

## (2) 耐震化の状況

公共建築物全体のうち、令和6年度末で新耐震基準適合施設は約36.3万㎡で59.1%となっています。また、旧耐震基準で建設された施設(25.1万㎡)のうち22.9万㎡は耐震化への対応が終了しており、公共建築物全体の耐震化率は約96%となっています。今後、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された特定建築物(※)等については計画的に耐震化を進めていきます。

### ※特定建築物

耐震改修促進法により耐震性を確保すべきとされる、多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、小中学校の場合は2階かつ1,000㎡以上、幼稚園2階かつ500㎡以上、それ以外は3階かつ1,000㎡以上の建物が該当します。



## 4. 管理運営費の状況

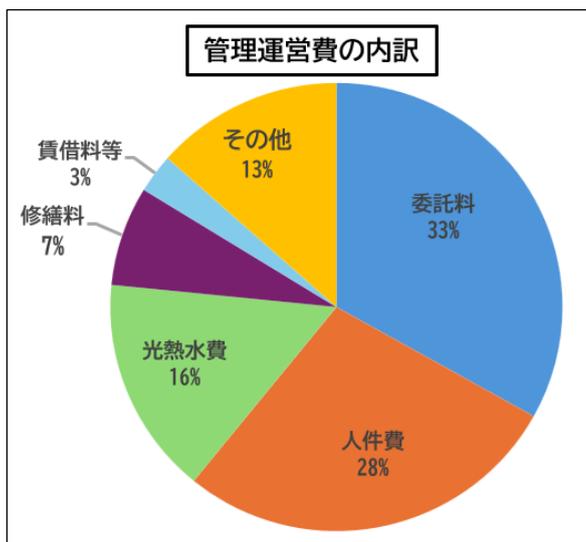
公共建築物全体の年間管理運営費は約60.2億円となっています。

施設の設置目的別の状況を見ると、最も多いのが、学校教育施設で約12.6億円、次いで、福祉・医療施設が約9.7億円と続いています。また、1㎡当たりの年間管理運営費は、全体では約1万円で、設置目的別に見ると、最も高いのが環境墓苑施設3.9万円、次いで児童福祉施設で2.3万円となっています。

大分類	延床面積 (㎡)	年間の管理運営費 (千円)	1㎡当たりの管理運営費 (円)
1. 生涯学習施設	34,501.83	622,811	18,051.5
2. 児童福祉施設	26,492.08	616,257	23,261.9
3. 学校教育施設	270,103.86	1,261,925	4,672.0
4. 文化施設	19,076.13	407,577	21,365.8
5. 市営住宅	96,060.07	199,999	2,082.0
6. 福祉・医療施設	44,054.58	968,271	21,978.9
7. 環境・墓苑施設	21,505.42	834,183	38,789.4
8. 商工・観光施設	32,808.81	199,210	6,071.8
9. 農林漁業施設	6,525.14	92,687	14,204.6
10. 庁舎等公用施設	50,686.70	577,244	11,388.5
11. その他施設	13,562.13	235,015	17,328.8
合計	615,376.75	6,015,179	9,774.8

※人件費については、施設の管理運営に要する事務量を年間に従事する総職員数の歩掛(人工)に換算しているため、実際の人件費とは相違しています。

施設全体の管理運営費の内訳は、人件費を除くと施設の管理や保守点検などの委託料(指定管理料を含む)が最も多く約 19.9 億円 (33%)、次いで、光熱水費が 9.4 億円 (16%) となっています。



大分類	延床面積 (㎡)	年間の管理運営費 (単位: 千円)							
		総額	人件費	光熱水費	委託料	賃借料等	修繕料	その他	
1. 生涯学習施設	34,501.83	622,811	126,313	38,438	394,843	26,892	22,359	13,966	
2. 児童福祉施設	26,492.08	616,257	145,509	139,798	13,288	7,755	20,597	289,310	
3. 学校教育施設	270,103.86	1,261,925	443,957	296,751	133,501	28,983	92,580	266,153	
4. 文化施設	19,076.13	407,577	213,197	45,738	125,959	4,730	7,551	10,402	
5. 市営住宅	96,060.07	199,999	77,973	560	18,858	492	92,666	9,450	
6. 福祉・医療施設	44,054.58	968,271	97,518	182,620	449,991	64,219	103,976	69,947	
7. 環境・墓苑施設	21,505.42	834,183	273,861	45,253	452,551	6,945	28,812	26,761	
8. 商工・観光施設	32,808.81	199,210	28,225	51,882	96,031	2,327	7,919	12,826	
9. 農林漁業施設	6,525.14	92,687	5,003	2,706	76,171	1,630	5,135	2,042	
10. 庁舎等公用施設	50,686.70	577,244	251,627	82,256	80,553	24,455	42,790	95,563	
11. その他施設	13,562.13	235,015	6,784	58,907	149,698	37	8,163	11,426	
合計	615,376.75	6,015,179	1,669,967	944,909	1,991,444	168,465	432,548	807,846	

※委託料には、指定管理料が含まれています。

## 5. 更新費用の推計

更新費用の推計は、「公共施設更新費用推計ソフト」（総務省監修）の単価を2015年度時点と設定し、これに国土交通省が公表している平成27年度を基準（100ポイント）とする建設工事費デフレーターが2025年4月時点で130.2ポイントとなっていることから、1.3倍を乗じて更新単価を設定しました。

### ① 試算の条件

試算は、令和7年4月1日時点の保有施設について、将来とも同じ面積の施設を保有し、更新することと仮定し、延床面積に一定の更新費用を乗じて試算しています。

#### ・数量

公有財産台帳等に基づく延床面積を用いています。

#### ・更新等の年数及び期間

「建替え」「大規模改修」に関しては、「公共施設更新費用推計ソフト」の条件により以下のとおりです。

なお、更新年数や大規模改修実施年数を既に経過している施設については、費用を分散化するため積み残しを処理する期間として10年間（ソフト組込済）を設定しています。

区分	建替え	大規模改修
単純更新	60年	30年
長寿命化	80年	40年

#### ・更新単価

更新単価は、施設の分類別に、以下の単価を使用しています（ソフト組込済）。

用途	建替え	大規模改修
市民文化系施設	52万円/㎡	33万円/㎡
社会教育系施設	52万円/㎡	33万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	47万円/㎡	26万円/㎡
産業系施設	52万円/㎡	33万円/㎡
学校教育系施設	43万円/㎡	22万円/㎡
子育て支援施設	43万円/㎡	22万円/㎡
保健・福祉施設	47万円/㎡	26万円/㎡
医療施設	52万円/㎡	33万円/㎡
行政系施設	52万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	36万円/㎡	22万円/㎡
公園	43万円/㎡	22万円/㎡
供給処理施設	47万円/㎡	26万円/㎡
その他	47万円/㎡	26万円/㎡

② 試算結果について

ソフトを使用して試算した結果、将来の更新費用は、今後30年間で、単純更新した場合は総額3,001億円、年間更新費用は100億円となります。長寿命化を実施した場合は、総額1,804億円、年間更新費用は60.1億円となり、比較すると、39.9億円の効果が見込まれます。

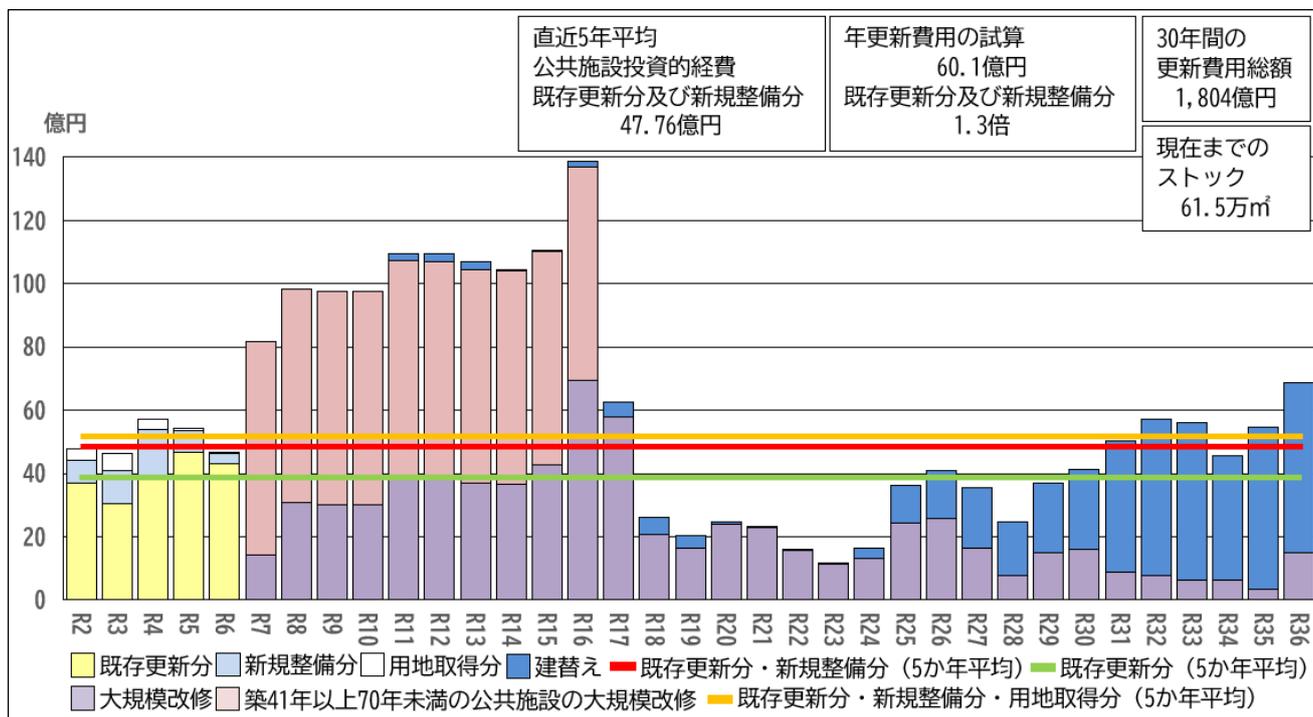
○長寿命化による効果額

区分	30年間の更新費用総額	年間更新費用
単純更新	3,001億円	100億円
長寿命化	1,804億円	60.1億円

令和2年度から6年度までの最近の5か年の公共建築物への維持更新費用の平均額約47.8億円に比べ、更新に必要な事業費は約1.3倍必要(約12.3億円不足)となります。単純計算で延床面積の2割近くが更新できない計算になります。

この試算は公共施設更新費用推計ソフトを基に簡易に推計しています。

なお、公共建築物の最適化を進めるには長期に亘る取り組みが想定されます。一定の期間ごとに、人口減少や人口構造の変化、市民ニーズの動向などを見極め、計画的に進めます。



主な施設累計ごとの更新費用の推計

(単位：億円)

大分類・中分類	30年間の更新費用	年間平均事業費	主な施設
1. 生涯学習施設			
(1) 公民館	7.56	0.25	公民館 (5)
(2) スポーツ施設	46.33	1.54	体育館、プール等
(3) 図書館	5.81	0.19	
(4) 集会所	35.49	1.18	
2. 児童福祉施設			
(1) 保育園・認定こども園	46.30	1.54	保育園 (10) 認定こども園 (8)
(2) 放課後児童クラブ	5.18	0.17	放課後児童クラブ (市の専用施設)
3. 学校教育施設			
(1) 幼稚園	15.53	0.52	幼稚園 (12)
(2) 小学校	446.79	14.89	小学校(40)
(3) 中学校	274.58	9.15	中学校 (11)
(4) 給食センター	9.28	0.31	給食センター (4)
4. 文化施設 (文化ホール)	20.13	0.67	市民文化会館、コミュニティ文化センター、嬉野ふるさと会館
5. 市営住宅	296.67	9.89	
6. 福祉・医療施設			
(1) 市民病院	76.76	2.56	
(2) 福祉会館・福祉センター	16.21	0.54	福祉会館、福祉センター
(3) 健康センター・保健センター	11.69	0.39	健康センター、保健センター
7. 環境・墓苑施設			
(1) 清掃工場	31.89	1.06	
(2) 火葬場	9.22	0.31	
8. 商工・観光施設			
(1) 商工振興施設	41.34	1.38	ワークセンター松阪、産業振興センター、中心市街地活性化複合施設
(2) 観光振興施設	9.80	0.33	観光情報センター、飯南・飯高地域観光施設
9. 農林漁業施設	13.17	0.44	バルファーム、森林公園、林業総合センター
10. 庁舎等公用施設			
(1) 本庁舎等	109.07	3.64	本庁舎、分館
(2) 振興局舎・出張所	26.63	0.89	地域振興局舎、出張所
(3) 地区コミュニティセンター	51.08	1.70	地区コミュニティセンター (33) ※複合施設6施設除く
(4) 消防・防災施設	11.14	0.37	消防防災倉庫・車庫
11. その他施設	26.03	0.87	排水機場、ポンプ場等

### 第3章 インフラ施設の現状

本市が保有するインフラ施設は、道路・橋りょう・トンネル、水道施設、下水道施設のほか、公園などの施設があり、保有の現状把握等を記載します。

#### 1. 道路・橋りょう・トンネル

<保有の状況>

令和7年4月1日時点の保有状況は、道路1,946.4km、6,582路線、橋りょう15.8km、1,794橋、トンネル498.7m、3箇所となっています。

道路・橋りょうは、社会・経済活動や市民生活を支える重要なインフラ施設で、安全かつ円滑な交通を確保し、施設の健全性を維持していく必要があります。特に、高度成長期に整備した道路・橋りょうの老朽化が進み、今後、維持管理費の増大が見込まれ、計画的、効果的な維持管理をどのように進めるかが課題となっています。

橋りょう、トンネル施設については、平成26年7月に道路法施行令及び道路法施行規則の改正に伴い、「松阪市橋梁長寿命化修繕計画」「松阪市トンネル長寿命化修繕計画」に基づき5年に1回、点検を行っています。

項目	延長	路線・箇所数	面積
1. 道路	1,946.4km	6,582路線	9,635,749.4m <sup>2</sup>
1級市道	187.5km	102路線	1,350,474.7m <sup>2</sup>
2級市道	185.3km	134路線	941,828.4m <sup>2</sup>
その他市道	1,573.6km	6,346路線	7,343,446.3m <sup>2</sup>
2. 橋りょう	15.8km	1,794橋	—
1級路線	3.2km	240橋	—
2級路線	2.3km	239橋	—
その他	10.3km	1,315橋	—
3. トンネル	498.7m	3箇所	—
1級路線	436.0m	2箇所	—
2級路線	62.7m	1箇所	—
その他	0.0m	0箇所	—

これまでは対処療法型の維持管理が中心でしたが、予防保全的な維持管理へ転換することにより、修繕等に係るライフサイクルコストの縮減を図っています。

#### 2. 水道施設

水道事業については、令和2年3月に策定した松阪市水道事業ビジョンに基づき、「安全で良質な水を供給する水道」、「災害に強い健全で安定した水道」、「環境にやさしい持続可能な水道」の安全・強靱・持続の3つの目的により、末永く市民に信頼され続ける安全で安定した水道事業を実現することを使命としています。

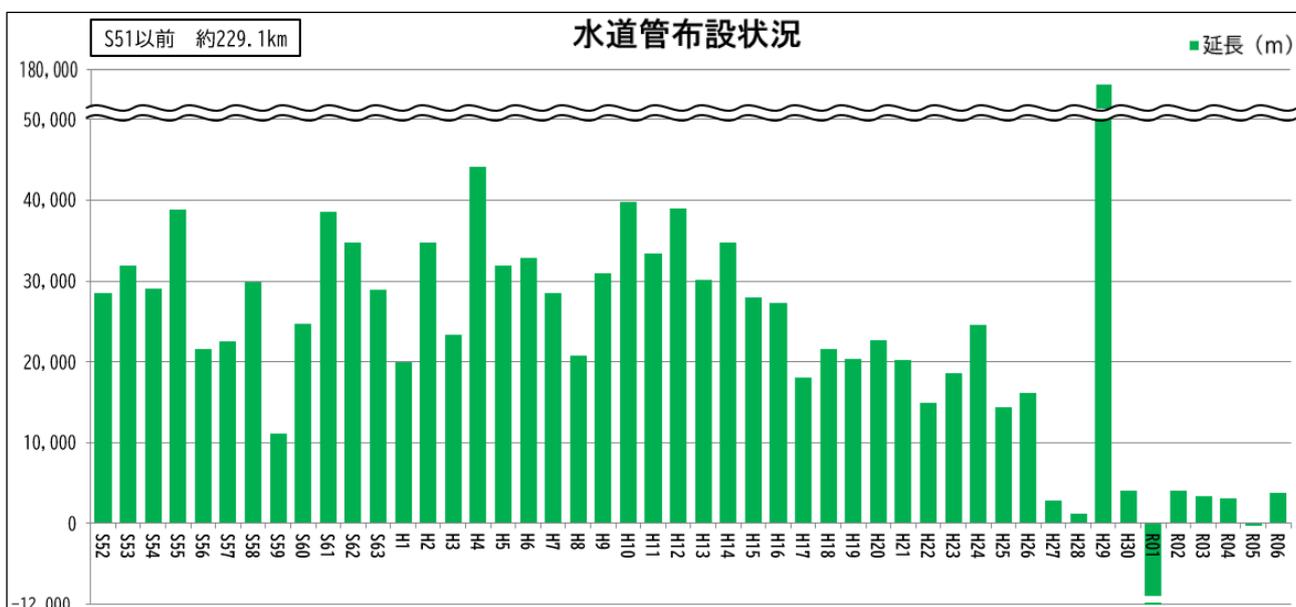
給水開始から74年が経過し、普及率も令和6年度末で98.5%となっている反面、施設の老朽化が進んでおり、更新時期を迎えています。また、近い将来に高い確率で発生が予想される大規模地震に備えるため、主要な施設の耐震化を進める必要があります。

管路の耐震化については老朽管更新・管路のループ化・バイパス管の布設工事、また道路改良工事や下水道工事等に関連した布設替工事において、耐震管となる整備を行うことが課題となっています。

< 保有の状況（水道事業会計分） >

○管路施設

水道管の令和 6 年度末の総延長は約 1,446km、管路の多くは昭和 40 年以降に敷設されています。



※H29 年度的大幅増は飯高簡易水道の統合による。R01 年度の減は齟齬の訂正による。R05 年度の減は配管ルート布設替えによる。

3. 下水道施設

下水道施設は、公共下水道施設、農業集落排水処理施設で構成しています。

下水道事業については、「市民の暮らしを支え、まちを育み、環境を守り続ける」ことを基本方針とし、使用後の水を処理することにより、環境衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的とし、また、雨水を速やかに排除することにより浸水被害の解消に努めることを使命としています。

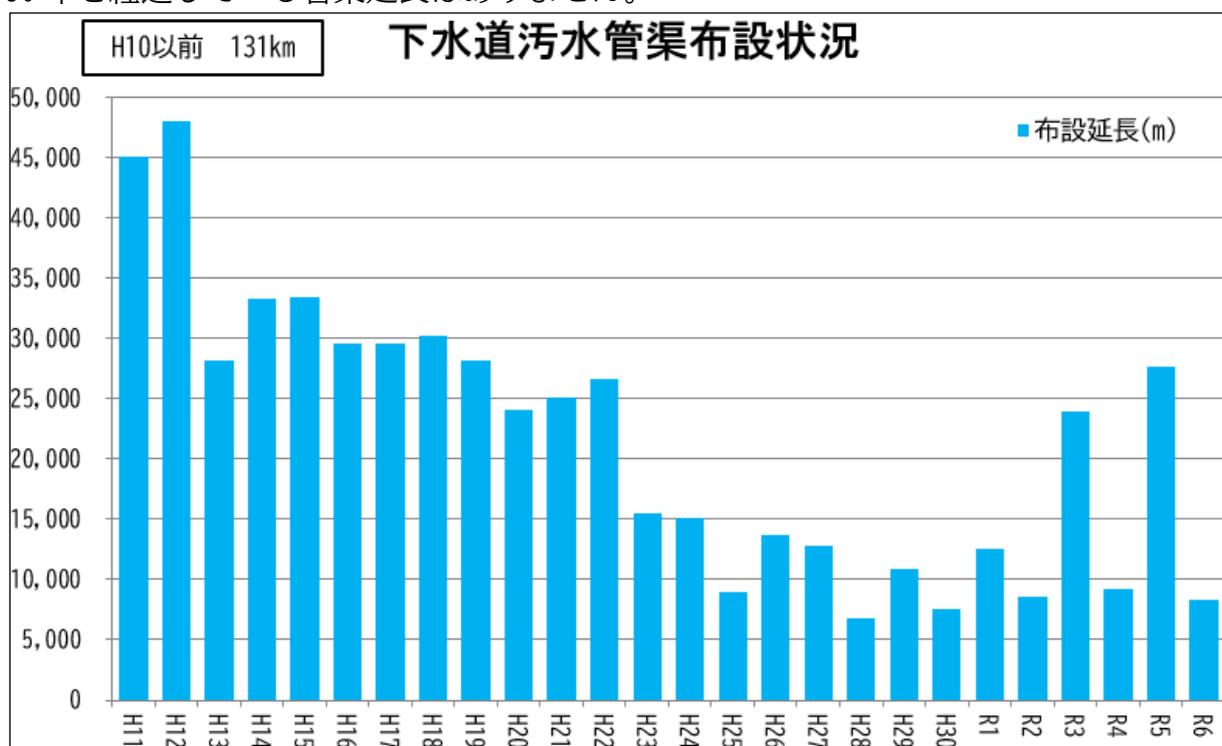
令和 6 年度末においては普及率が約 63.2%と未だに低く、更なる普及率の向上を図る必要があります。汚水施設の整備において、今後も公共性と経済性を考慮しながら、効率的に整備を進めていくことが求められます。また、事業の整備効果を高めるため普及率の向上と同時に水洗化率の向上に努めなければなりません。

雨水施設の整備においては、ポンプ場の排水処理区域内において宅地化が進んできたことから、浸水対策として排水ポンプの増設を進める必要があります。

<保有の状況（下水道事業会計分）>

令和6年度末の状況は以下のとおりです。

なお、下水道管の総延長694kmで、管渠は平成3年度以降に敷設され、法定耐用年数50年を経過している管渠延長はありません。



#### 4. 公園

都市計画区域内における公園及び緑地等は、令和7年4月1日時点で総計556箇所、総面積2,148,361㎡を保有しています。その内、都市公園は474箇所あり、都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は12.93㎡という水準です。

公園の日常における維持管理については、小規模な街区公園の除草清掃作業など、地域自治会等の協力を得て、コストを抑えた公園の維持管理を行っていきます。

また、都市公園の利用実態を把握し、計画的かつ効果的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図り、利用頻度の少ない遊具等については老朽化に伴い撤去を行うなど、地域自治会とも協議を行っていきます。

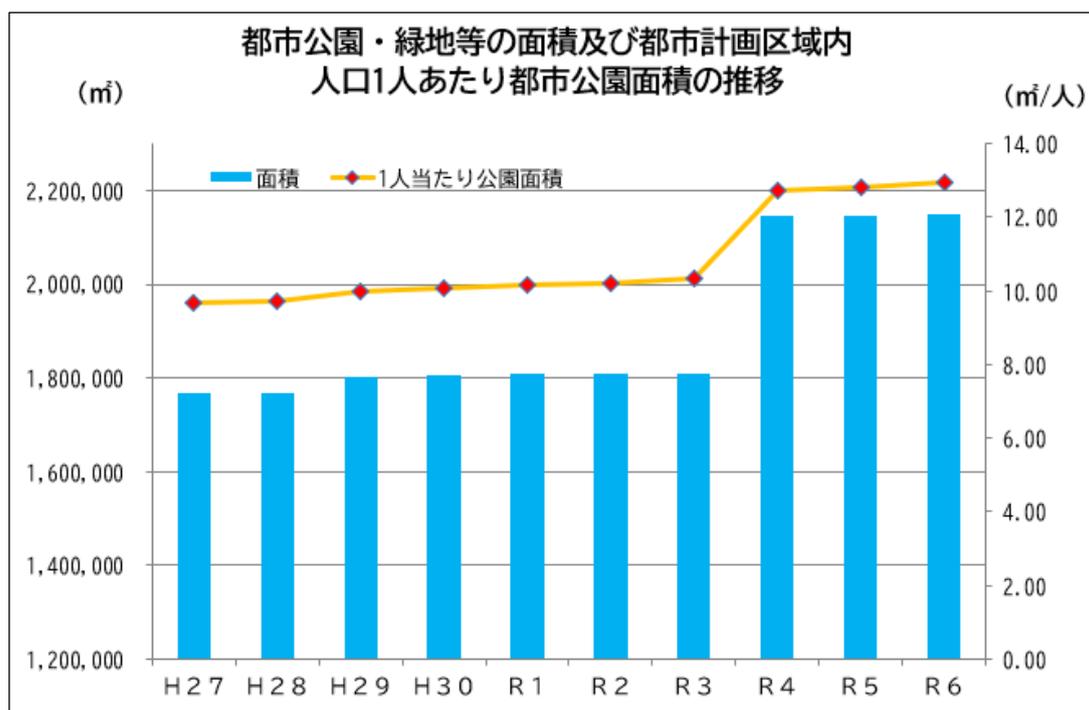
トイレ等については、公園の利用に支障が生じないように、点検や清掃を行い適正に管理していきます。

松阪公園については、史跡松坂城跡整備基本計画に基づき整備を進めていきます。

上川町遊歩道公園については、地元自治会との環境整備の協定により造成された公園であり、松ヶ崎公園・高須処分場跡地については、最終処分場の跡地整備施設です。

東屋・トイレ等の建屋や公園遊具等の耐用年数を考慮し、今後も維持していきます。また、いずれの施設も地域性が極めて高いことから、地域の協力を得て、管理運営を行っていきます。

## 【都市公園、緑地等の推移】



### 5. 農道

972 路線、総延長 240km を、保有しています。受益者による維持管理に対し、原材料支給等により支援を行っていきます。

### 6. 林道

222 路線（林道 158 路線・作業道 64 路線）、総延長 303km（林道 260km・作業道 43km）を、保有しています。森林の有する水源かん養等の公益的機能の持続的な発揮と、森林の適正な管理や効率的な森林整備を進めるため、路網整備を計画的に行っていく必要があります。

### 7. 河川

市の指定済み準用河川は、95 本、総延長 92km を保有しています。

河川管理施設は、伊勢湾台風後に整備されたことに加え、台風や豪雨災害等、厳しい自然環境の下に置かれている状況にあることから、施設の老朽化の進行による安全性低下や、これに伴う今後の更新費用の増大が懸念されています。

### 8. ため池

市内には、農業用ため池が 143 箇所あり、耐震化に向けた整備が必要です。これには莫大な費用を必要とし、受益者負担が必要となることから、依然として整備が進まない状況にあります。

近年、大規模地震の発生が危惧されていますが、耐震性、施設の現状などが不明であり、その対策が遅れています。

## 9. 水門・樋門

水門を 22 箇所保有しています。平成 13 年度から平成 25 年度にかけて漁港保全施設整備事業として樋門（2 箇所）を含む海岸堤防を整備しました。今後は、経年劣化に対応した修繕及び日常点検を進めていく必要があります。

海岸保全施設 L=1,278.1m（内 樋門 2 箇所含む）

## 10. 水路

基盤整備（圃場整備）を実施した 13 地区については、ベンチフリューム、プレハブ柵渠にて整備されていますが、水路の総延長は 418 km あり、受益者による維持管理に対し、原材料支給等により支援を行っていきます。

## 11. 港湾施設

築後 40 年以上が経過しているため漁港機能保全計画に基づき計画的な改修を行い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの平準化を図っていきます。

漁港施設 2 施設（松ヶ崎漁港：第 1 種、猟師漁港：第 2 種）

## 第4章 公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方 公共施設等マネジメントの基本的な考え方

### 公共施設等マネジメント 三大原則

- 1 まちづくりの視点から将来の公共施設を考える。
- 2 公共施設の総量を縮減する。(改修・転用・新設を行う場合には、複合化)
- 3 ライフサイクルコスト(LCC)を削減する。

#### (1) まちづくり

公共施設等の維持・更新・統廃合等のマネジメントを行う場合、将来の本市を想定したまちづくりの視点から考えることを大前提とします。

#### (2) 公共施設(公共建築物)の保有総量の適正化

公共施設(公共建築物)のあり方や必要性について、人口減少や人口構造の変化に伴う市民ニーズの多様化や財政状況、費用対効果などの面から総合的に検討し、以下の考え方により施設保有総量の適正化を図ります。

- ① 合併に伴う類似施設の整理統合を行う。
- ② 施設の更新や新設については、原則として既存施設を有効活用(転用)するものとし、施設の総量を増やさない。  
やむを得ず新設を行う場合には、同面積以上の既存施設を廃止します。  
やむを得ず更新を行う場合には、他の機能との複合化を原則とし、面積は削減します。
- ③ 民間が実施可能なサービスは、行政が関与することの必要性を十分に吟味し、使用している公共施設の民間への売却や譲渡を含めて検討します。
- ④ 主たる施設の利用者が地域住民に限定される施設は、地域へ譲渡します。
- ⑤ 耐震性が低い、確保されない施設など、安全性に課題のある施設については、原則廃止します。
- ⑥ インフラについては、必要最小限の整備とし、現状の投資額を堅守します。

### (3) 公共施設（公共建築物）の有効活用

市が保有する財産は市民共通の財産であり、税金等の貴重な財源で建設したものであることから、施設の耐用年数やスペースを含めて「使いきる」との発想のもと、最大限有効に活用しなければならない。

新たな機能が必要な場合でも、原則として新規施設の整備でなく、既存施設の用途変更や空きスペースの活用、仮設施設のリース、必要最小限の増築工事等により、以下のように対応します。

- ① 施設の利用状況、稼働率を点検し、機能の複合化を図ります。
- ② 利用状況・稼働率が低い施設については、有効活用の観点から、当該施設の機能を他の施設に移転し当該施設を廃止するか、他の施設の機能を当該施設に移転させるなどの有効活用を図ります。
- ③ 大規模改修を実施する施設については、他施設の機能を統合し、新たな拠点施設として再構築します。
- ④ 機能の複合化に合わせ、施設名称や設置条例などの見直しを行います。  
主たる機能が移転することで施設を廃止する場合、他の機能が残っている場合は他の施設に機能を移転します。
- ⑤ 新たな借地・借家については、まず既存保有施設等の活用ができないか検討し、コスト・利便性等を検討した結果、借地・借家が有効と判断した場合のみとします。また、既存の借地・借家については、既存施設等の活用等を検討し削減していきます。
- ⑥ ②・③・④により未利用となった施設の跡地利用（処分を含む）を検討します。

### (4) 公共施設（公共建築物）の効率的な運営

施設の建設に伴い必要となる設計・建設から維持管理、修繕、解体・処分までの総コスト（ライフサイクルコスト）が財政に影響を与えていることを踏まえ、必要な機能に対する必要最小限の整備水準とするとともに、施設の管理運営費が最小限となる手法を導入するなど、施設の建設から管理運営にいたる様々な段階を通じて、効率的な運営を図るため、以下のように対応します。

- ① 主たる施設の利用者が地域住民に限定されるなど、地域コミュニティの関わりが深い施設については、地域による管理に移行し、将来的には施設を移譲します。
- ② 市が直営で実施している公共・公用施設については指定管理者制度や、民間委託化を進めます。その際、入札方法の適正化を図ります。
- ③ 既に民間委託で運営している施設については、指定管理者制度への移行を検討します。
- ④ 既に指定管理者制度を導入している施設については、しっかりとモニタリング評価を行い、サービスの向上、財政効果などの視点から検証します。
- ⑤ 利用者の拡大を図る一方で効率的な管理運営により収支の改善を図ります（目標値設定）。改善目標に到達しない場合は要因を分析し、改善が困難な場合は統廃合を含めて検討します。

- ⑥ 大規模施設の更新・新設、大規模改修などに際しては、PPP・PFI などによる民間資本の活用を検討します。
- ⑦ 今後も継続して保有する施設については、予防保全の考え方に基づく「保全計画」を作成し、施設機能の維持向上に努めるとともに、財源確保を図ります。

## (5) インフラ施設への対応

道路や上下水道などのインフラ施設は、市民の生活に密接に関係する施設であり、保有総量を縮減していくことは困難と考えます。

施設の整備にあたっては、社会状況や市民ニーズを的確に把握するとともに、人口減少や人口構造・都市構造の変化を見据えて、真に必要な施設の整備を計画的に実施します。

### ① 道路・橋りょう等施設

- 道路舗装は、対処療法的な維持管理が多いことから、不具合を早期発見し、早期に対応するため、巡視・点検を行います。  
その際、道路等の担当課の職員だけでなく、日ごろ市内に外出する機会の多い職場の職員が道路等の不具合を発見した場合に連絡する方法について徹底を図ります。
- 橋りょう施設については、長寿命化対策などによる更新時期や費用の分散化・平準化を図るため「予防保全型」の管理体制を構築します。
- 既存ストックの健全性を維持していくには、経常的な維持管理費が必要となることから、施設管理の計画化・重点化を図ります。
- 職員がコスト意識を持ち、創意工夫できる仕組みづくりを進めます。

### ② 水道施設

- 水道事業は料金収入による独立採算を原則とすることから、資産管理は、公営企業の経営的な観点から取り組む必要があり、中長期経営計画を策定し、長期的な観点から健全経営をめざします。
- 施設機能を維持するため、老朽化施設の更新を計画的に実施するとともに、施設の耐震化を進め、災害に強い施設を築いていきます。
- 人口や水需要の変化に対応し、施設規模の見直し、統廃合を検討するとともに、安定した事業運営を行うため、水道料金の定期的な見直しを実施します。
- 施設の効果的な維持管理を行うため、長寿命化を図るとともに、維持コストの縮減を図ります。
- 専門的な技術や知識を有した人材を育成し、安定した施設管理が行える体制を維持します。

### ③ 下水道施設

- 下水道事業は使用料収入による独立採算を原則としていることから、下水道施設の整備を進めるための中長期的な整備計画、経営計画を策定し、老朽化した施設の更新需要と併せた財政収支の見通しを示すとともに、健全な経営基盤を確立するため、下水道使用料の定期的な見直しを行います。
- 公共下水道の今後の整備方針を示し、整備する区域を明確にします。また、既に公共下水道が敷設されている地域で未接続世帯への啓発を継続して進めます。
- 施設機能を維持するため、老朽化した施設の更新を進めるとともに、耐震化を推進します。また、施設の長寿命化計画を策定し、効果的な維持管理を行うとともに、維持コストの縮減を図ります。
- 専門的な技術や知識を有した人材を育成し、安定した施設管理が行える体制を維持します。

なお、上水道、下水道事業については企業会計として独自の施設管理計画、経営計画をたて、「常に企業の経」済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」という公営企業の目的にのっとり、施設管理のマネジメントに取り組みながら事業運営を行っていきます。

## 第5章 公共施設（公共建築物）の施設類型ごとの今後の方向性

### 1. 生涯学習施設

#### （1）公民館

市内の地区公民館は令和8年3月末をもって廃止し、以降は「地区コミュニティセンター」へ転換し、施設の維持管理は市直営と指定管理者制度による2通りの方法で運営を図っていきます。

公民館としては、松阪公民館・嬉野公民館・三雲公民館・飯南公民館・飯高公民館・狛師公民館の6館となり、本市の生涯学習を推進していきます。しかしながら、人口減少や立地条件等により、6公民館の運営が今後厳しくなることが想定されるため、施設の利用実績、アクセス性、運営コスト等を総合的に判断し、統合等を含む将来的な再編の必要性を検討していきます。

#### （2）スポーツ施設

スポーツ施設の適正配置と長寿命化に計画的に取り組みます。また、施設に関する市民ニーズの把握に努め、より多くの市民が安全で快適に利用できるスポーツ環境の整備に取り組みます。「松阪市スポーツ施設長寿命化計画」に基づき限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減、平準化を図ります。

##### ○体育館・武道館

飯高 B&G 海洋センターについては、令和15年度の起債償還までに、体育館機能の近隣学校施設への集約化及び避難所機能を維持した現行施設の利活用方法について検討します。総合体育館・ハートフルみくもスポーツ文化センター・嬉野体育センター・飯南体育センター・武道館については経年劣化等に対応を図った上で、適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を行います。

##### ○野球場・ソフトボール場

松阪公園グラウンドについては、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画や中学校グラウンドとしている状況を踏まえ、用途変更を検討します。また、波留運動公園については交付金の償却までに近隣施設での代替を前提に集約化を検討します。

他の施設については適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を行います。

##### ○プール

流水プールについては、定期的な点検・適宜修繕に取り組むとともに、令和7年8月に閉鎖した松阪公園プールの集約化を行います。

飯高 B&G 海洋センターについては、流水プールや近隣学校体育施設での代替を前提に集約を検討します。

##### ○テニスコート

市内のテニスコートのうち、阪内川スポーツ公園テニスコートは集約を検討する中で方向性を精査します。東部テニスコートは集約化を検討し、ハートフルみくもテニスコートは令和10年度までの間は利用者増に取り組むますが改善が見込めない場合は集約を検討します。中部台テニスコート、ワークセンター松阪テニスコートは適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を検討します。なお、中部台運動公園事務所隣接のテニスコート1面については集約化を進めます。

## ○運動公園

中部台運動公園は適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を行います。また、櫛田川河川敷グラウンドは地域移管を基本にあり方を検討します。

総合運動公園は市民のスポーツ・レクリエーションニーズへの対応や、自然環境の大切さを学ぶ場の創出、本格的な高齢化社会の進展に備えた健康増進や余暇活動の場の提供等を目的に、芝生広場・多目的グラウンド・スケートパーク等の整備を行いました。また、令和4年度には展望広場に続く遊歩道やデイキャンプ場を新たに整備しました。

今後は施設の適正な維持管理に努め、施設の有効活用が図れるよう、管理運営についても様々な管理手法の検討を行っていきます。

## ○施設の管理運営

施設の利用率や老朽度、近隣の類似施設の有無の状況などを踏まえ、施設の適正配置に取り組みます。施設の管理運営においては、公民連携による管理運営方式（外部委託、PFI、PPP等）を幅広く検討していきます。

## （3）図書館

松阪図書館・嬉野図書館については、市民の生涯学習の拠点として、今後も効率的かつ効果的な運営を指定管理者と連携しながら行っていきます。松阪図書館については、平成29年度に大規模改修を行い、さらに利用しやすい図書館となりましたので、今後も図書館協議会や利用者からのアンケートなどの声も参考にしながらより良い読書環境の提供に努めています。

また、施設が老朽化しているため、適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を行います。

## （4）集会所

市内には、教育集会所や地域改善事業補助金により建設された集会所、このほかにも自治組織が設置・管理している施設等があります。これらのあり方については、利用者の安全（利用用途）を第一に考えながら、効率的な施設の活用法等を総合的な観点から検討するとともに、今後も地域が必要と要望した施設については、引き続き利用実態に沿った有効活用の方法を「基本方針（第4章 公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方）」に基づき地域と調整します。

## 2. 児童福祉施設

### （1）保育園・認定こども園

市内には、公立の保育園が本庁管内に10園、認定こども園が本庁管内に1園、嬉野管内に2園、三雲管内に2園、飯南管内に2園、飯高管内に1園、小規模保育事業所が嬉野管内に1園設置されています。

本庁管内の公立の保育園は昭和50年前後に建築された園舎が多く、耐震補強の必要な施設については平成22年度までに全ての耐震補強が完了していますが、老朽化が進んでおり、計画的な改修や改築等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、市では「幼稚園・保育園あり方基本方針」を平成29年3月に

策定し、5年後の令和4年3月に改訂を行いながら一定の方針に基づいて保育・教育施設の再編・統廃合を進めています。なお、「あり方基本方針」については、人口や社会状況の変化に対応するため、5年毎を目安に改訂をしていくこととします。

土砂災害警戒区域にあるみなみこども園については、「あり方基本方針」に基づき、令和5年度にみなみ保育園を認定こども園に移行し、令和6年度からは大石幼稚園を統合し現在に至っています。今後は、こどもの安全・安心な保育環境を確保するため、同地区にある南小学校を改築し、令和9年4月の開園を目指しみなみこども園を移転します。これにより、こども園と小学校が連携した「育ちと学びの一体的な環境」の充実を図っていきます。

## (2) 放課後児童クラブ

現在、市内36小学校区のうち35校区に42の放課後児童クラブを設置し、保護者会や社会福祉法人等により運営を行っています。

施設は、市の専用施設のほか、借用施設で運営しています。市の専用施設のうち、新築は平成13年度以降の建設で著しい老朽箇所はありませんが、必要に応じて修繕・改修等を行っています。

放課後児童クラブについては、社会的背景の変化により通所人数は増加傾向にあることから、必要に応じて放課後の適切な子どもの居場所として施設整備を進めます。

運営については保護者会運営の負担軽減を図る事を目的に、指定管理者制度の導入を検討していきます。

## (3) 児童センター

児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操豊かな心身と健やかな児童を育成することを目的に昭和55年に開設し、平成21年度には耐震補強工事が完了していますが、老朽化が進んでおり、計画的な改修等が必要となっています。

児童センターは松阪市の児童施設に唯一芝生広場を有する特色のある施設であり、地域はもとよりそれ以外の全児童の居場所づくりとしての役割を担っています。

施設をより多くの児童に利用してもらうため、令和元年度に課題であった駐車場スペースの拡張を行い利便性の向上に努めています。

施設が一定の役割を果たし、利用者が安心・安全に過ごせる間は児童センターを継続していく方向としています。

今後については、施設の状態及び利用状況や社会の変化などを確認する中で、あり方を含めて検討していきます。

## (4) 子育て支援センター

乳幼児とその保護者が気軽に集い、子育て等に関する相談や親子が交流できる場として、市内には13か所の子育て支援センターがあります。

そのうち、公立のセンターが5か所あり、その中の、「森のくまさん」は、旧阪内幼稚園舎を活用し、平日に加えて土・日曜日を開所することで、就園児の一部利用や男性の育児参加機会の創出など、より多くの子育て家庭が利用できるよう実施しています。

この施設は、築 38 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、施設の維持管理のため劣化状況に応じた修繕を定期的に行っており、引き続き維持管理に努めます。

また園舎の敷地を含めたエリアは土砂災害警戒区域にかかっていることから、必要な防災対策を講じながら施設の安全性を確保しているところです。

今後は、廃園した保育施設等の活用や、既存公共施設との複合化など、より安全な場所での事業実施について検討を進めます。

### 3. 学校教育施設

#### (1) 小学校

市内の小学校 40 校（休校 9 校含む）のうち、校舎・体育館等（プール及び 200 m<sup>2</sup>以下の建物を除く）の主要建物の中で、建設から 50 年以上経過している建物が 15 棟、40 年以上 50 年未満経過している建物が 36 棟、30 年以上 40 年未満経過している建物が 39 棟あり、施設の老朽化対策が急務となっています。

学校施設の整備については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、学校再編活性化の状況を踏まえた上で、校舎・体育館等の大規模改修・改築等を実施します。

また南海トラフ大規模地震の 30 年以内での発生確率が 60～90%以上とされる中、児童の安全確保及び災害時の避難所としての安全確保の観点から、非構造部材（外壁や照明設備等）の落下防止対策を実施することで防災機能の強化を図るとともに、空調設備の整備やバリアフリー化等を実施することで環境改善を図ります。

そのほか、老朽化が進むグラウンド、プール、その他附帯施設については、劣化状況やプールのあり方に応じて必要な改修または改築を行います。

休校となっている小学校については、集約化・複合化、転用も含めた跡地の有効活用を検討していきます。

#### (2) 中学校

市内の中学校 11 校のうち、校舎・体育館等（200 m<sup>2</sup>以下の建物を除く）の主要建物の中で、建設から 50 年以上経過している建物が 14 棟、40 年以上 50 年未満経過している建物が 8 棟、30 年以上 40 年未満経過している建物が 16 棟あり、施設の老朽化対策が急務となっています。

学校施設の整備については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、学校再編活性化の状況を踏まえた上で、校舎・体育館等の大規模改修・改築等を実施します。

また南海トラフ大規模地震の 30 年以内での発生確率が 60～90%以上とされる中、生徒の安全確保及び災害時の避難所としての安全確保の観点から、非構造部材（外壁や照明設備等）の落下防止対策を実施することで防災機能の強化を図るとともに、空調設備の整備やバリアフリー化等を実施することで環境改善を図ります。

そのほか、老朽化が進むグラウンド、その他附帯施設については、劣化状況に応じて必要な改修または改築を行います。

### (3) 幼稚園

市内には幼稚園が12園あります。そのうち築後40年以上経過している園が6園あり、耐震補強の必要な施設については平成22年度までに全ての耐震補強が完了していますが、老朽化が進んでおり、計画的な改修や改築等が必要となっています。

また、幼稚園では、共働き世代が多くなる中で保育園に対する需要が増大していることから入園児数が減少し、いくつかの園では集団の形成ができない園が出ています。

このような状況を踏まえ、市では「幼稚園・保育園あり方基本方針」を平成29年3月に策定し、5年後の令和4年3月に改訂を行いながら、一定の方針に基づいて保育・教育施設の再編・統廃合などを進めています。なお、「あり方基本方針」については、人口や社会状況の変化に対応するため、5年毎を目安に改訂をしていくこととします。

幼稚園においては、子どもたちが多様な仲間と関わり合いながら学びあうことで、社会性や協調性を育むなど、一定の集団規模を確保することが教育の維持・向上に不可欠です。このため、総園児数が3年連続で15人未満(4月1日時点)となった場合には、翌年度の新規入園の募集を停止し、停止決定した年の3年後の3月末時点をもって閉園とする基準を設けています。

閉園後の施設については、地域の状況や施設の特性を踏まえながら有効活用を図ります。

### (4) 給食施設

市内の給食施設については、本庁管内の中学校及び市内全域の幼稚園の給食を調理・配送するベルランチ、嬉野・三雲管内の小学校及び中学校の給食を調理・配送する北部学校給食センター、飯南・飯高管内の小学校及び中学校の給食を調理・配送する飯南学校給食センター、香肌小学校の給食を調理・配送する飯高学校給食センター森調理場の4つのセンター及び本庁管内の小学校にある単独調理場で構成されています。

ベルランチ、北部学校給食センター、飯南学校給食センターについては、今後も各地域の給食拠点となることから、計画的な修繕や設備更新を実施することで維持します。ただし、築30年以上が経過し老朽化が進んでいる飯南学校給食センター及び築15年以上が経過したベルランチについては施設設備(空調等)や調理機器の更新など、今後大規模な修繕が必要となることを見込まれます。

飯高学校給食センター森調理場については、飯南学校給食センターへの統合を進めます。

単独調理場については、学校再編活性化の状況を踏まえた上で、今後の整備について検討します。

### (5) 子ども支援研究センター

事務所他、不登校児童生徒の集団生活への適応、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行う「教育支援センター」、外国人児童生徒の初期適応指導を行う「いっぽ教室」、幼児児童生徒の生活や心の問題等への教育相談・カウンセリング相談を行う「相談室・プレイルーム」、貸館業務を行っている「体育室」があります。また、当施設内には松阪市民文化会館・松阪コミュニティ文化センターの管理事務所、阿坂・伊勢寺・鈴の森福祉まると相談室、住民自治協議会連合会事務所が設置されています。

施設の維持管理に関する業務については、子ども支援研究センターが実施しているもの

の今後より効率的な管理運営手法について検討します。

なお、当施設は築後 40 年以上経過していますが、小学校長期休業子どもの居場所づくり事業や地域活動の場として活用されている他、松阪市の避難所に指定されているため、今後、施設の長寿命化を図りつつ、施設のあり方を検討していきます。

#### 4. 文化施設

##### (1) 文化センター

文化活動の主役は市民であり、行政の役割は市民に文化活動の場と優れた文化芸術の鑑賞の機会を提供することを基本に以下のように対応することとします。

松阪市民文化会館は市の文化振興の拠点施設として位置付けられており、今後も継続して使用していくことから、令和 5～6 年度にかけて長寿命化に向けた大規模改修を実施しました。また、松阪コミュニティ文化センターについても、同様に文化振興の拠点施設であることから、開館から 40 年が経過するタイミングで長寿命化を目指した大規模改修の実施を検討していきます。嬉野ふるさと会館については、松阪市民文化会館とともに、地域防災計画において物資拠点に指定されていることも踏まえ、必要な改修を実施しながら、継続して使用していきます。

施設の管理運営は、現在直営で行っていますが、直営と指定管理者制度のメリット、デメリット等を精査しながら、最も適した管理運営方法を調査研究していきます。

なお、嬉野ふるさと会館の 2 階に考古館が設置されていますが、埋蔵文化財をはじめ貴重な市の歴史資料が展示・保存されている状況から、文化財センター等に一元化することを検討していきます。また、嬉野ふるさと会館児童公園についても、必要な整備を実施しながら、継続して使用していきます。

飯南産業文化センターについては、過疎地域にあり、ホール機能をもった施設が周辺にないこと、施設の利用状況が地区コミュニティセンターの活動の一環として使用されていることから必要な改修を行いながら継続使用します。

※ハートフルみくもスポーツ文化センターについてはスポーツ施設に掲載しています。

##### (2) 文化財施設

旧長谷川治郎兵衛家については、老朽化が進み、破損等がみられるため、大規模な修理・耐震補強工事を行います。文化財修理に精通した事業者による設計・施工を行うことで、文化財的価値を損なうことなく後世に継承し、これまで以上に積極的な活用を目指します。

その他各施設については基本的に現状維持とします。

文化財指定等の建造物は、その文化財価値の維持・向上と、諸課題（老朽化対策、バリアフリー化、利便性向上、耐震補強、防災・防犯等）の解消との両立を目指します。

文化財指定等に非該当の建造物は、それ自体の文化財価値を考慮する必要はありませんが、史跡等の文化財区域内に立地する場合は、史跡等の文化財価値を損なうことのないように取扱います。

管理運営については施設ごとの特性を鑑み、効果的かつ効率的な管理運営体制を検討します。

## 5. 市営住宅

令和7年4月1日時点での市営住宅の入居戸数は1,125戸（入居率69.9%）となっていますが、令和3年12月時点と比較して93戸（3.3%）減少するなど、入居戸数及び入居率ともに減少し続けており、今後も減少していくと予想されます。

そこで、市営住宅1,609戸（令和7年4月1日時点）のうち耐用年数が経過するなど老朽化が進行している市営住宅については、新たに建替えるのではなく、耐用年数が30年～50年程度残っている中層及び低層耐火構造の市営住宅970戸や老人福祉施設、民間賃貸住宅等へ徐々に住替えていただき、用途廃止を図っていきます。

具体的には、老朽化が進む市営住宅のうち、耐震診断未実施の木造住宅3戸については、入居者の安全確保のためにも早急に住替えていただくよう促し、簡易耐火構造平屋建て82戸及び簡易耐火構造2階建て518戸のうち小集落改良住宅284戸を除く234戸は、新たな入居の募集は行わず、10年～30年程度先を目途に住替えていただくことを検討していきます。

特に、上川団地と宝塚団地については、平成28年度から入居者に他の市営住宅等への住替えを依頼し、用途廃止に向けて取り組みを進めており、引き続き、耐用年数を超過する住宅については、除却を前提とした用途廃止を検討します。

また、小集落改良住宅のうち2戸が繋がっている東町改良住宅194戸やこだま団地73戸については、現入居者の意向や実態を十分に把握しながら今後のあり方について検討します。

若者の定住と農林業従事者の確保、地域の活性化を図る目的で、飯高・飯南地域に建設された若者定住住宅、農林業就業者住宅についても、その目的の達成に向け有効活用するとともに、最適な管理を実現するために、公共施設等マネジメントの視点も踏まえ、入居者への譲渡も一つの方向性とし、具体化に向けた取り組みを検討します。

その他の課題としては、老朽化市営住宅からの住替え先の確保（低層階）に向けて他の居住支援事業民間賃貸住宅の活用等についても検討を行う必要があります。

## 6. 福祉・医療施設

### （1）福祉会館

平成30年度旧松阪公民館を転用する際に耐震補強を含めた大規模改造工事を実施し、平成31年4月から供用を開始しています。

移転後の利用については、これまでのように福祉関係団体の利用は勿論ですが、設置目的の達成に支障を及ぼさない範囲で福祉会館を一般の使用に供することができるようにしたほか、松阪保護司会、社会福祉協議会、中央・幸福福祉まるごと相談室、松阪市介護認定審査係などが事務室等として使用しています。

今後の施設の管理運営については、当面直営で維持管理を継続しますが、市民の積極的な福祉活動への参加の促進とボランティア活動の振興を図る社会福祉活動の拠点施設として有効活用が図れるよう様々な管理手法の検討を行っていきます。

## (2) 隣保館

社会福祉の向上及び人権課題の解決を図るための拠点施設として、また、地域に密着したコミュニティセンターとしての役割を担っています。3館とも建築後40年以上経過していることから、経年劣化等に伴う計画的な修繕を行い施設の維持管理に努めます。また、今後の施設の管理運営について、地域や関係者と協議します。

## (3) 老人福祉センター

### ○老人福祉センター

令和7年12月26日閉館し、今後用途廃止を図っていきます。

### ○飯高老人福祉センター

老人のみならず、幅広い年齢層の、また幅広い属性を持つ多くの地域住民が集う施設として地区コミュニティセンターも併設しており、数十年間に渡って地域活動の拠点としてあり続けながら、様々な地域団体の拠点としての役割も果たしてきています。また、近年は、放課後児童クラブの運営拠点としても活用されています。これらの結果、過疎化、高齢化が急激に進行、深化している飯高地区においては、利用者数が群を抜いています。

地域住民は、現状通り市の直営を望んでおり、指定管理者制度の導入については慎重に検討する必要があると考えています。

その一方で、本施設の地区コミュニティセンター化及びこれを実現するための指定管理者制度の導入が検討課題とされています。

建築後40年以上が経過し建物が老朽化しているため、大規模な修繕が必要となっており、計画的に予算化し対応していきます。

## (4) 高齢者生活福祉センター

飯南・飯高管内は、松阪市内でも高齢化と過疎が並行して進行しており、高齢化率が50%を超えるに至っています。(令和7年4月1日時点)

このような状況において、高齢者を始めとした地区住民が住み慣れた地域で暮らし続けるには、地域コミュニティが不可欠です。地域が提供する身の回りにある身近なコミュニティと合わせて、市が提供するやや規模が大きなコミュニティ及び地域福祉サービスが役割及び機能を分担することで、合理的かつ柔軟な生活環境を維持することが可能になると考えています。

飯高高齢者生活福祉センターについては、指定管理者制度によって、管理運営するとともに、独自サービスも行いながら、地域住民の期待に沿った事業展開を進めることで、地域住民に対する責務を果たしています。指定管理者として多面的に活動することで、地域の中核施設をその位置に留めるだけでなく、地域住民の生活に溶け込み、地域内での存在意義を強化しています。

また、施設の長寿命化が必要であり、合わせて居住者・利用者である高齢者の心身の安全を保つことが必須です。

飯南高齢者生活福祉センターについては、令和4年4月から居住機能を飯高高齢者生活福祉センターに統合し、令和6年度4月から民間事業者の有償貸付しています。

## (5) 障がい者関係施設

### ○子ども発達総合支援センター

心身の発達に心配がある又は障がいのある子どもへの発達支援の取り組みは喫緊の課題となっていることから、平成28年10月に子ども発達総合支援センターを開設しました。

事業の実施にあたっては、子どもたちやその家族の思いが叶えられるよう、機能訓練、基礎的な生活訓練、社会適応訓練、家族の悩みの軽減や解消への相談支援などに取り組みます。また、施設や設備の充実だけでなく支援者側の人材の育成・確保にも力を注ぎ、子どもたちのライフサイクルに応じて、途切れることなく適切な支援に取り組みます。

### ○障害者福祉センター

障がい者福祉の増進のため創作的活動や機能訓練等を通じて自立を図るとともに、生きがいを高めることを目的として、平成4年4月に開設された施設で、30年以上が経過し小規模な修繕が増加しています。

障がい者の社会参加を一層促進し、障がい者の生活支援の施策に障がい者団体等が積極的に関わること、これらの拠点として、その役割は重要であることから当該施設は必要な修繕及び改修を行うことにより継続使用をしていきます。

## (6) 市民病院

市民の健康づくりを担う上で、公立病院が果たす役割は引き続き極めて重要です。市内には松阪市民病院のほか、松阪中央総合病院と済生会松阪総合病院が設置されており、3病院が機能分化と連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。松阪市民病院については、令和8年4月から指定管理者制度を導入し、経営の効率化、医療の質向上及び人材確保の強化を図ります。市は、指定管理者制度の下で適切なガバナンスとモニタリングを実施し、経営の健全性・透明性を確保するとともに、必要な改修や設備等の計画的更新を進め、地域住民から信頼される安全・安心な医療の提供を継続します。

また、超高齢社会の進展を踏まえ、市民病院は在宅の高齢者が安心して暮らしていける地域の支えとなることが求められます。福祉・介護・保健・医療の連携がとれた地域包括ケアシステムの確立において重要な役割を担うことから、その仕組みづくりに率先して取り組むとともに、地域医療を担う立場から、在宅医療やへき地医療の要請にも応えられる機能や体制の整備を検討・推進していきます。

さらに、将来の医療需要を見据え、第8次三重県医療計画及び地域医療構想を踏まえ、外来・入院・在宅にわたる機能分化・連携と在宅移行支援の充実を進め、感染症への対応力を強化し、目指すべき医療提供体制のあり方を検討していきます。

## (7) 地区診療所

飯南・飯高管内は、過疎地域であり、地域住民の高齢化等にともない地域医療の需要が高まっています。

地域住民の身近な場所で医療を提供する施設として飯南管内に「飯南眼科クリニック」、飯高管内に「宮前診療所」、「森診療所」、「波瀬診療所」を設置し、重要な役割を担っています。

管理運営にあたっては、「飯南眼科クリニック」は市が運営を行い、「宮前診療所」、「森診療所」、「波瀬診療所」は指定管理者制度にて運営を行っています。

今後は、過疎化及び高齢化の更なる進展に伴い、地域医療に特化した診療所機能が不可欠となってきます。

公の責務として、過疎地域への地域医療の提供とそれにともなう診療所機能の維持等が必要であることから、改めて地域住民のニーズ等を把握しつつ、既存各診療所の機能等を精査し、「飯南・飯高管内の地区診療所のあり方」を検討し、市が実施すべき地域医療を提供していきます。

#### (8) 健康センター

健康センター「はるる」は、松阪市の健康づくり・元気づくりの拠点であるとともに、休日・夜間応急診療所を併設しています。

令和6年4月には施設内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠・出産から子育て期までサポートする「松阪版ネウボラ」の拠点としての機能も担っています。

今後、適切な修繕・改修を行い、長寿命化を図りつつ、誰もが気軽に立ち寄り、ふれあい、交流ができる「人を中心」とした施設としての運用を図っていきます。

嬉野保健センターは、地域市民の健康づくりや福祉増進のための拠点であるとともに、誰もが気軽に交流できる場としての性質を併せ持った地域の基幹施設です。嬉野振興局舎と併設しており、地域の行政機関として複合的な役割を担っています。今後、「地域振興局のあり方」の検討結果等を踏まえつつ、利活用を図っていきます。

三雲保健福祉センター(ハートフルみくも)は、市民の健康保持と保健意識の向上及び福祉増進のための施設で、指定管理者制度による管理運営を行っています。近年、施設設備の老朽化により不具合が増えてきているため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図っていきます。

飯南ふれあいセンターは、高齢者・障がい者福祉事業、保健事業や子育て支援センター事業を行う複合施設であり、指定管理者制度による管理運営を行っています。施設設備の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図っていきます。

飯高保健センターは、地域の健康、保健を支える施設であるとともに森診療所、住民自治協議会事務局、デマンドタクシーやスクールバスの発着場等を併設しています。施設設置後40年以上を経て、社会や地域の姿が大きく変容する中で施設も、時勢に応じた機能や役割を担っています。今後、飯高地域の健康づくりの拠点であるとともに、住民が集うことができる複合的施設として運用を続けながら、必要な改修等を行い、地域の基幹的な施設としての役割を担っていきます。

健診センターは、健診等事業及び医学的検査を行う施設であり、指定管理者制度による管理運営を行っています。今後も指定管理者制度を活用し、事業推進を図っていきます。なお、当施設は市民病院新館に所在していることから、施設修繕等については、市民病院及び市民病院の指定管理者と協議を行い、長寿命化を図っていきます。

## 7. 環境・墓苑施設

### (1) 清掃施設

#### ○松阪市クリーンセンター

令和 9 年度以降の焼却灰等リサイクルの実施に向けて、運転・維持管理業務委託契約の内容の協議並びに委託予定業者及び受入市との協議を進めます。また、令和 17 年度以降の運転・維持管理業務に向けて、大規模修繕の実施及び延命措置や更新も含めて施設のあり方（委託化等）について検討を進めます。

#### ○松阪市リサイクルセンター

循環型社会を目指す上で 3R 等の情報発信を始め、学習支援や団体の育成の拠点としています。また、資源物の選別・圧縮梱包を行うなかで、品質の確保や効率的な作業を行えるように、計画的な施設の更新を検討していきます。

収集基地としても重要拠点であるため、旧破碎処理施設跡地についても、有効な利用ができるよう、検討を行っていきます。

#### ○松阪市一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、埋め立て供用中並びに埋め立て完了後についても適正に維持管理を行っていきます。

埋め立て量に関しては、令和 6 年度末の時点で全体の約 92%となっており、埋め立て完了予定の令和 9 年度中まで埋め立て作業を継続していきます。なお、埋め立て完了後については、浸出水処理水が安定するとともに、新最終処分場供用開始後の一定期間は、現行の浸出水処理施設の稼働を継続していく予定です。今後とも適正な管理に配慮しながら、跡地利用の整備計画も含め検討していきます。

また、新たな最終処分場については、令和 9 年度中の供用開始を目指し、整備を進めます。

#### ○三雲リサイクルセンター

ごみ処理一元化後は資源物保管施設として運営しています。現在 17 品目の資源物について受入れ、分別及び管理業務を委託により運営しています。三雲管内には当施設があるため、資源物拠点収集を実施していない自治会も多く、また、来場者数の減少も見られないことから、運営を継続していきます。

#### ○飯高資源ステーション

資源物回収に特化した資源ステーションを宮前、川俣、森、波瀬の各地区に計 4 か所設置して、管理業務を委託により運営しています。

町域面積が広く、かつ移動にも時間がかかるという飯高地区では、資源物を有効に回収するためには、複数の資源ステーションを設置し、資源物を回収する方法が最も合理的であり、今後も継続して運営をしていきます。

### (2) 斎場・火葬場

原則として経営主体は地方公共団体とされており、市民にとって必要不可欠な公共性の高い施設です。

現在、松阪市篠田山斎場、ヒプノス嬉野、松阪市飯南火葬場「さくら坂飯南」の 3 施設に計 10 基の火葬炉と 2 つの式場が設置されています。

斎場における今後の方向性は、平成 29 年度に有識者・利用者代表・施設管理者で組織する「松阪市斎場及び火葬場のあり方検討委員会」を立ち上げ、将来にわたり松阪市として適正な火葬場のあり方について協議し、提言書「松阪市斎場及び火葬場のあり方について」を提出していただきました。

この提言書に示された火葬場の今後のあり方について、篠田山斎場、ヒプノス嬉野、さくら坂飯南の必要な改修を行って可能な限り延命化を図り、最終的には篠田山斎場に集約し、建て替えることが望ましいとの意見を踏まえ、施設の整備を検討します。

## 8. 商工・観光施設

### (1) 競輪場

市の財政に貢献するとともに、市民の雇用機会の創出にも寄与しています。また、地域に根ざした施設として、持続可能な運営を図りながら、地域の方々に親しまれる存在となるよう取り組みを進めています。

こうした中で、競輪場の果たす役割をより充実させていくためには、施設の安全性や機能性の確保も重要です。このため、選手が安心・安全に出場できるよう、利便性の高い機能的な管理施設の整備を進めるとともに、市民や地域の交流の場として、より開かれた競輪場を目指し、施設整備計画に基づいて順次整備を行っていきます。

川越場外車券売場については、平成 17 年に建築された建物で車券発売を行ってきましたが、近年の売上動向や利用環境を踏まえると、今後のあり方を慎重に検討していく必要があります。将来的な活用の見直しも視野に入れつつ、当面は持続可能な形で運営を継続しながら、旧施設の跡地活用も含めた施設整備や管理方針の検討を進めていきます。

### (2) 産業振興センター

産業振興センターについては、民間企業や各種団体、松阪市による事業などで多くの利用があることから、今後も貸館業務を中心に利用者の利便性の向上を図り、中心市街地の小規模ホールとしての多目的な活用方法を検討していきます。

飯高産業振興センターでは、農産物を活用した地域特産品の開発・加工生産がなされ、地域の活性化、都市との交流の推進など、重要な役割を果たしています。当施設は築 35 年以上が経過していますので、市民が安心・安全に利用できるよう、適切な修繕を行い、今後も引き続き施設の運営形態を協議しつつ、飯南・飯高地域の地場産業の開発拠点として、より効果的な施設運営を図っていきます。

### (3) ワークセンター松阪

本館（旧：松阪勤労者総合福祉センター）、第一別館（旧：松阪市労働会館）と、第二別館（旧：松阪市勤労青少年ホーム）、体育施設（旧：松阪勤労者体育施設）の 4 施設からなり、令和 5 年度から指定管理者制度による運営を開始しました。指定管理事業として、施設の貸館や各種講座の実施、就労支援事業などを実施しています。

施設については、築 35 年以上経過し老朽化が進んでいますが、新耐震基準で建設された施設でもあります。

指定管理者制度の導入に向けた検討において、施設の目的に従来の勤労者福祉のみでは

なく「雇用促進」を追加し、利用資格も撤廃したことで誰でも利用可能な施設としています。指定管理者による民間のノウハウを生かし、管理運営費の縮減を図りながら、施設の効果を最大限に発揮し、市民サービスの向上に取り組んでいきます。

#### (4) 中心市街地活性化複合施設（カリヨンプラザ、カリヨンパーキング）

平成30年9月に取得しましたが、築30年以上経過し老朽化が進んでおり、今後大規模な修繕が必要となっています。建物内にある既存施設の効果を最大限に発揮し、市民サービスを向上できるよう管理運営に取り組んでいきます。

#### (5) 観光情報センター

観光案内業務を主たる目的とした施設であることから、市における公共交通機関の玄関口である松阪駅に隣接して立地しています。

建築物は築後、35年以上が経過しており、老朽化による維持管理経費の増加が懸念されるため、駅西地区の動向を見ながら施設のあり方を検討していきます。

#### (6) 豪商のまち松阪観光交流センター

「豪商のまち松阪」の歴史・文化の情報発信とまち歩きの発着点として、平成31年4月に開館した施設であり、市街地に点在する文化施設への案内、松阪の観光情報の発信拠点となっています。

施設管理は周辺文化財施設3施設を含めた4施設で指定管理者制度を採用しており、指定管理者による管理・運営を維持していきます。

#### (7) 飯南・飯高地域観光施設

飯南・飯高地域の観光施設については、飯南・飯高地域観光施設あり方検討委員会から答申書が提出され、これに基づき、それぞれの施設のあり方について、検討を進めてきました。

近年、中山間地域への関心が高まり、移住希望やアウトドアブームに伴って、観光施設を取り巻く情勢も変化しつつあります。今後は、施設のニーズを勘案しながら、飯南・飯高地域観光施設のあり方について検討を進めていきます。

##### ○松阪市リバーサイド茶倉（リバーサイド茶倉、道の駅 茶倉駅）

道の駅茶倉駅は、施設の老朽化に加え、昨今は利用需要が低下しつつあるものの、飯南・飯高地域の東の玄関口の総合案内機能としての役割は大きいことから、これを強化し、地域全体の情報を提供していく施設として位置付けて、指定管理者制度による運営管理を継続します。

また、指定管理者制度により管理運営していたリバーサイド茶倉は、令和5年4月より民間事業者の有償貸付しています。

##### ○松阪市飯高地域資源活用交流施設（道の駅飯高駅）

観光並びに地域振興の拠点として指定管理者制度により運営しており、中山間地の雇用促進と地域農産物の販売など、地域の活性化及び経済に大きな役割を果たしています。築20年以上が経過した施設で老朽化による修繕などの課題がありますが、施設修繕計画

に沿った計画的な修繕を行います。今後においては、稼働率の低い施設の有効利用を図るなど、効果的な施設経営のあり方を検討していきます。

○松阪市宿泊施設スメール

賃借人からの購入申し出により、令和7年12月に売却しました。

○松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設（つつじの里荒滝）

飯南・飯高地域観光施設あり方検討委員会の答申に基づき、施設の移譲も視野に入れ、民営化に向けて検討を行ってきました。平成28年度には施設運営に関して民間提案募集を行いましたが、現指定管理者を除いては応募者がなく、施設はさらに老朽化が進行しているという状況にあります。しかし、近年のキャンプブームにより、キャンプ場のニーズが高まっているもので、今後も地域と協議しながら、施設を移譲するまでは、指定管理者制度による管理運営を継続します。

○松阪市飯高奥香肌峡林間キャンプ場

平成26年度から休業し、老朽化がさらに進み、活用できない状況にあることから、令和5年度建物を解体撤去しました。

○松阪市飯高グリーンライフ山林舎

昭和63年3月建築の体験型宿泊施設グリーンライフ山林舎は、平成28年度より指定管理者制度による運営を行っていましたが、施設関係者と施設の今後のあり方について協議をした結果、施設の廃止を決定しました。令和8年度以降に施設を解体撤去する方向で進めていきます。

○松阪市飯高総合案内施設（波瀬駅）

老朽化に対応するため、施設の一部を改修し、平成28年7月にリニューアルオープンをしました。関西方面からの観光客に対する総合案内施設としての役割を果たしているもので、今後も指定管理者制度により本市の観光情報を広く提供する施設として管理運営を進めていきます。

## 9. 農林漁業施設

### （1）松阪農業公園ベルファーム

開園から20年以上が経過して、施設の経年劣化が進んでいることから、施設の長寿命化のため、計画的に修繕等を行う必要があります。

令和5年度から10年間の指定管理者制度を導入し、地産地消の推進、食を通じた様々なイベントの開催など、農業を体験できる公園として、施設を効率的かつ効果的に管理運営していただく予定であり、今後も指定管理者と協議の上、更なる来園者サービスの向上を図ります。

### （2）森林公園

木立の中にバンガローやキャンプサイトなどを設けるなど森林資源の活用を図る施設として利用されています。施設は、35年以上経過するものがあり、老朽化が進んでいる状況にあります。計画的に修繕等を行い、適正な施設の維持管理に努めていきます。

令和3年度から、新たな指定管理者によりインターネット予約やキャンプ用レンタル備品の貸し出しが始まり、さらにオートキャンプ場の運用がスタートしました。充実したサ

ービスの提供により利用者増が見込まれる中、使いやすい施設を維持していくため、必要な改修と修繕を計画的に実施していきます。

### （3）飯高林業総合センター

建設から40年以上が経過し、現在旧波瀬出張所、波瀬診療所、地区コミュニティセンター、住民自治協議会等の利用が大半を占め、波瀬地区の行政及び地域活動の拠点となっています。又、松阪市の避難所に指定されているため、今後、施設の長寿命化を図りつつ、利用実態を精査し、施設のあり方を検討していきます。

## 10. 庁舎等公用施設

### （1）市役所本庁舎（別棟・分館含む）

庁舎の分散は、市民サービスの面から、また事務の効率化の面からも解消していくことが必要です。

しかし、本市の本庁舎は平成23年度に耐震改修、令和元年度には空調設備工事を実施しており、令和4年度には外壁改修工事を実施、令和6年度には窓ガラス飛散防止フィルムを貼付しました。現時点で建替えを行っていく状況にはなく、3つの分館、4つの別棟を含めて再編統合を行い、効率的・効果的な機能配置を行っていくことが必要です。

再編統合にあたっては、市民サービスの向上を図ることを最優先の課題とし、事務の進め方とともに組織・機構の見直し、各課の再配置も行い、市民の皆さまに直接サービス提供する窓口の集約化等を行うとともに、効率的な事務執行ができる環境の整備に向けて検討していきます。

### （2）地域振興局・出張所

平成17年に1市4町が合併し、現在まで、社会情勢は大きく変化しました。その変化の中でも、市民サービスの維持・向上のため、対応できる体制を整え、各振興局においても組織・機構や事務事業の見直しも行われました。現在、各振興局では、地域振興、防災、戸籍、環境、福祉の分野の市民サービスを行っていますが、令和4年度より福祉まるごと相談室の設置が行われ、地域福祉課題に対応できる体制が構築されました。

今後も、各振興局の組織・機構と職員配置の見直しを行うとともに、局舎の空いたスペースの有効活用の観点から各振興局管内の公共施設の再編を行っていきます。

また、各出張所については、令和6年3月に住民票の写しや戸籍謄本の発行などの業務を最寄りの郵便局に委託することで中郷、柿野、川俣、森、波瀬出張所を廃止しました。宇気郷出張所については、今後も地域の実情を踏まえながら検討を行っていきます。

### （3）消防防災施設

阪内地区防災センターは、主に子育て支援センターの施設として使用しているほか、地域住民の集会施設としても使用されています。大石地区防災センターでは令和5年度末をもって幼稚園の使用はなくなりましたが、引き続き地域住民の集会施設として使用されています。

建築年次から施設としては当分の間使用することは可能です。施設の有効活用を図る観

点から、有事の際には防災センターとして使用することを前提に、施設の活用方法、管理運営のあり方について、地元自治会等と協議し検討していきます。

現在、松阪市消防団は49分団あり車庫が97棟設置されていますが、地域的な偏在や団員の確保などの面から今後の消防団の編成について検討が必要になっています。

改めて、関係者で協議し、その結果を踏まえ、消防車庫・詰所について再編統合を行っていきます。

また、消防備品の倉庫及び消防車庫と集会所を兼ねたコミュニティ消防センターとして使用している施設については、利用状況等を精査し、既に地域へ貸付等を行っている施設や継続して使用する意向がある施設については、地域への移譲を進め、地域が活用する意向がない老朽化した施設については、撤去の方向で整理します。

水防倉庫については、適正に維持管理を行っていくために定期点検結果を基に予防保全型の補修計画を立て、優先順位を定め計画的に補修していきます。

津波避難困難地域に建設された五主津波避難タワー、松名瀬避難タワーについては、有事の際に適切に利用できるよう、計画的に施設の点検・修繕等を行います。

#### (4) 地区市民センター

令和8年4月1日にすべての地区市民センターは、地域づくりの拠点施設となる地区コミュニティセンターに移行します。

※今後の方向性については地区コミュニティセンターに掲載しています。

#### (5) 地区コミュニティセンター

地域住民が地域の特性に応じた主体的な地域づくりを実践するための自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、住民自治協議会による地域づくり活動の支援、生涯学習の普及振興及び地域住民の福祉増進を図るための活動拠点となる施設です。令和8年4月からは、一部を除く公民館及びすべての地区市民センターが地区コミュニティセンターに移行し、地区コミュニティセンターは全部で39施設となります。

地区コミュニティセンターの管理運営については、令和5年4月より一部施設において、指定管理者制度を導入しています。

また施設のほとんどが、築40年以上経過し老朽化が進んでいるため、適切な修繕・改修を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

### 1.1. その他施設

#### (1) ポンプ場

##### ○ポンプ場（内水排除施設）

ポンプ場は16施設あり、このうち建屋があるポンプ場は5施設です。老朽化が進み、施設の機能を維持していくために定期点検結果を基に予防保全型の補修計画を立て、優先順位を定め計画的に補修していきます。

##### ○ポンプ場（雨水ポンプ場）

雨水ポンプ場は6施設あり、老朽化が進み、施設の機能を維持していくために、リスク評価に基づく対策の優先付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率

的に改修、修繕します。

○排水機場（農業用排水施設）

農業用排水施設は 28 施設（39 機場）です。施設の半数以上は建設後 45 年以上経過し、老朽化が進行していることから、計画的な長寿命化が必要です。施設の機能を維持していくために、日常的な点検整備を着実に行うとともに、ストックマネジメント計画を基本として、予防保全型の更新・改築を計画的に推進します。

○配水池、浄水場、ポンプ場

配水池・浄水場・ポンプ場は 90 施設あり、各計画に基づき、適切に施設の維持管理を行い、「安全で良質な水を供給する水道」「災害時に強い健全で安定した水道」「環境にやさしい持続可能な水道」を目指してまいります。

○農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設は 3 施設あり、供用開始してから約 20 年以上が経過し、老朽化も進んでいるため、最適整備構想計画に基づき、適正に施設の維持管理を行ってまいります。

## 第6章 今後の全庁的な取組方針

### 目 標

本市の人口は、今後30年で人口は約3割減少するものと見込まれています。

市町合併前から保有している類似施設が現在もなお点在する状況にあることから、施設の効率的かつ効果的な利用が求められているとともに、さらには市民のニーズも変化しています。

また、更新費用の推計（12頁参照）においても、今後30年間で毎年約60.1億円の維持更新費用が必要であるにもかかわらず、過去5年間の公共建築物への維持更新費用実績の平均で考えてみると約47.8億円しか財源を充てることができていません。よって、この不足分約12.3億円相当の公共施設を削減する必要があり、今後30年間の更新費用1,804億円（60.1億円×30年）に、施設管理運営費（10項参照）1,806億円（60.2億円×30年）を加えたライフサイクルコスト3,610億円において369億円（12.3億円×30年）の削減に取り組む必要があります。

上記のとおり削減目標については、本計画策定時の延床面積の削減からライフサイクルコストの削減とすることとし、施設の更新費用や維持管理等の動向、今後の公共施設を取り巻く様々な社会状況などを踏まえ、次のとおり取り組んでいきます。

#### 1. 個別施設計画の策定

- 本計画の実施計画である個別施設計画（全資産の個別計画）を活用し、目標の達成につなげます。今後、更に精緻化を進める中で目標値に近づけていきます。

期 間	削 減 目 標
令和8年度～令和37年度（30年間）	ライフサイクルコスト369億円削減

※削減額は、令和6年度を基準とします。

#### 2. 情報の共有化

- 公共施設等の今後の方向性については、市民と行政が現状や課題について共通の認識をもって検討することが重要です。公共施設等は市民共有の財産であることに鑑み、行政はその説明責任を果たす観点から、積極的に情報提供を行い、情報の共有化を図ります。
- 公共施設等マネジメントの取り組みを全庁的に推進するためには、職員一人ひとりの取組意識を高めることが必要です。公共施設（ハコモノ）やインフラ施設の現状と課題を理解し、「施設経営」の視点に立って、保有する施設総量の適正化や効率的かつ効果的な管理運営を行うことの重要性を理解するため情報の共有化を図ります。

#### 3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

##### （1）点検・診断の実施方針

公共施設等を安全で快適な状態で使用していくためには、建築基準法第12条やその他の法令等に基づき専門家が実施する定期点検に加え、施設管理者が実施する日常点検により、部位等の劣化状況を把握するとともに、その結果を蓄積し、計画的な老朽化対策等に活用します。

## (2) 維持管理・更新等の実施方針

これまでの建物の維持管理は、対症療法的な不具合が発生してから修繕を行う事後保全でしたが、これでは建物の構造上重要な部分である躯体に影響を及ぼし、建物の寿命を縮めるだけでなく、修繕規模の拡大による工事費用の増大が懸念されます。

長期にわたって建物を使い続けるために、これまでの修繕・改修サイクルを見直し、構造躯体の目標使用年数向上のための大規模改修や各部位の機能回復修繕を計画的に実施することでライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。

## (3) 安全確保の実施方針

日常的・定期的な点検・診断結果に基づいて、公共施設等の劣化状況を把握するとともに、災害時に備えた安全性を確保する必要があります。

また、点検・診断結果により危険性が高いと認められた公共施設等は、使用の中止又は速やかな修繕等により安全を確保します。

老朽化した建物や供用廃止された公共施設等は、解体撤去等の適切な措置を講じます。

## (4) 耐震化の実施方針

多くの市民が利用する公共施設等について、地震時に備えて耐震性が確保される必要があります。そのため、最新の耐震基準・耐震診断の結果を踏まえて、耐震性が十分でないものについては、耐震化に要する費用や利用状況等を考慮しつつ、必要な対策を講じます。

## (5) 長寿命化の実施方針

市民が利用する公共施設等は、定期的な点検・修繕による予防保全に努めるとともに、機能的な改善を図ることにより長寿命化を推進していく必要があります。

本市では、「松阪市学校施設等長寿命化計画」、「松阪市スポーツ施設長寿命化計画」等が策定済みです。

なお、既に策定済み、または策定を予定している各種の個別計画や長寿命化計画については、本計画における方向性や方針について整合性を図りつつ、各計画の内容を踏まえて長寿命化を推進することとします。

## (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状況を踏まえながらユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

## (7) 広域連携に関する方針

人口減少や高齢化等の影響により各市町が厳しい財政事情を抱える中、行政課題に効率的かつ効果的に対応するためには、今後さらに近隣市町や関係自治体との連携が必要になります。公共施設等に対する多様なニーズに対応し、効率的な市民サービスを実現できるよう、施設の相互利用等、様々な手法について検討します。

#### 4. 財産処分と活用方針の確立

- 公共建築物の統廃合により見直すこととなった土地建物については、売却処分や他用途へ転換を図るものとします。
- 未利用財産については、将来活用する見込みの有無を判断し、効率的かつ効果的な処分について、民間等の活用を含めその手法を検討します。
- なお、市内の各種団体が市保有の施設を使用して事務所等を設置している場合において、普通財産の場合は賃貸借などの契約をし、行政財産の場合は目的外使用の使用許可の手続きを行い、有償で貸し付けることを基本とします。

#### 5. 財源の確保対策

- 長寿命化につながる大規模改修工事等の財源として、公共施設等適正管理推進事業債を活用しつつ、新設・拡充される起債に関する情報収集を行い、各事業に適した補助金や交付税措置のある起債の活用を進めていきます。
- その際、今後の地方債残高及び公債費負担比率を常に意識し、財政の健全化を進めながら活用を図るものとします。
- 公共施設マネジメント基金の有効活用  
公共施設のマネジメントの推進のため本計画に基づき実施する公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業及び除却（解体）事業に充当するために新たに設置した「公共施設マネジメント基金」の活用を図り、保有施設のスリム化、総面積の縮減を図ります。また、クリーンセンターの発電電力売電収入等を基金に積み立てるものとします。

#### 6. 推進体制の整備

- 個別施設計画の推進にあたっては、個別施設計画の進行管理と評価を行い、定期的な計画の見直しとフォローアップを行います。  
このため、施設の所管課長等で構成する「松阪市施設マネジメント推進委員会」で課題等の検討・整理を行い、「オール松阪」という大局的な視点により施設の全体最適化を図ります。
- 施設所管部署は、本計画に基づき取組を進めるとともに、公共施設等の大規模改修や建替えを検討する際には、その公共施設に求められるサービスや役割などについて整理をし、関係部署と事前協議を行うなど実効性を担保する横断的な体制により施設マネジメントを進めます。
- 平成 29 年度に整備した固定資産台帳を活用し、市が保有する資産全体の情報のデータベース化を進めるとともに、情報の一元管理、施設の保全等の推進を図ります。

#### 7. カーボンニュートラルの実現

- 令和 3 年 6 月に国・地方脱炭素実現会議が取りまとめた「地域脱炭素ロードマップ」に沿って再生可能エネルギー、省エネルギー設備などの導入等を推進し、カーボンニュートラルの実現を図ります。

## 8. PDCA サイクルの推進

- 公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、公共施設マネジメント部署において数値目標のほか、公共施設等の複合化や統廃合の検討について、施設担当課等との間で進捗状況を把握し検証します。
- 中長期的な視点で本計画に取り組んでいく中で、本市の財政状況、社会経済状況や市民ニーズの変化、計画の進捗状況等を踏まえた計画の改善を図るため、約10年ごとに数値目標、方針等について見直しを行います。

## 9. 財務書類等の活用

- 本市が所有する資産の経年の程度を把握する指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は建物などの償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となります。さらに、この有形固定資産減価償却率と将来負担比率という指標を組み合わせることで、自治体の財政状況を把握する考え方があります。
- 例えば、必要な公共施設等の更新を実施せずに単純に投資的経費を抑制すれば、将来負担比率は低下しますが、有形固定資産減価償却率は上昇します。このことは、将来負担比率が低くても有形固定資産減価償却率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性や、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性が考えられます。
- これらのような財務書類等も活用し、公共施設等マネジメントの取組みの充実を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有形固定資産 減価償却率	松阪市	68.4%	69.2%	70.2%	71.1%
	三重県平均	62.2%	63.6%	65.3%	66.8%
将来負担比率	松阪市	-	-	-	-
	三重県平均	9.0%	1.1%	-	-

※将来負担比率：市債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額などの将来負担額が、充当可能財源等に対してどの程度の比率であるかを表す指標です。松阪市は、市債残高等の将来負担額を充当可能財源等が上回ったことによりバー表示となります。





---

# 松阪市公共施設等総合管理計画

令和 8 年 3 月発行

発行 松阪市企画振興部市政改革課  
〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1  
TEL:0598-53-4103  
FAX:0598-25-0825  
メールアドレス: [shisei.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:shisei.div@city.matsusaka.mie.jp)

※この計画書はユニバーサルデザインフォント（UD フォント）を使用しています。